

平成 12 年 度 (2000年)

学 生 便 覧



白鷗大学女子短期大学部

はじめに

この学生便覧は、入学から卒業までの間、学習の指針となる事項をとりまとめて編集したものです。その意味で、学生便覧は、学生生活という航海のためのかけがえのない海図のようなものです。航路を誤ると、とりかえしのつかない状況に陥らないとは限りません。

根拠のない噂や憶測にまどわされることのないよう、この学生便覧を常に手もとにおいて、機会あるごとに参照して、自分の航路が正しいことを確認して下さい。

学生便覧に書かれてあることは、本学の基本的な考え方でもあるのです。

正しい航路をまっすぐに走っているという自信は、心にゆとりを与え、皆さんの学生生活をよりたのしいものにしてくれるものと信じます。

(注) 学生便覧は再交付はいたしませんので、紛失しないよう保管して下さい。

平成12年度 年間計画表

白鷗大学女子短期大学部

前期 (平成12年 4月1日～平成12年 9月17日)
後期 (平成12年 9月18日～平成13年 3月31日)

日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	日
1	土 入学式	月	木	土	火 夏期休業開始	金	1
2	日	火 △	金	日	水	土	2
3	月	水 憲法記念日	土	月	木	日	3
4	火	木 国民の休日	日	火 △	金	月	4
5	水	金 こどもの日	月	水 ○	土	火	5
6	木	土 開学記念振替	火 △	木	日	水	6
7	金	日	水 ○	金	月	木	7
8	土	月	木	土	火	金	8
9	日	火	金	日	水	土	9
10	月 前期講義開始	水 ○	土	月	木	日	10
11	火	木	日	火	金	月	11
12	水	金	月	水 ○	土	火	12
13	木	土	火	木	日	水	13
14	金	日	水 ○	金	月	木	14
15	土	月	木	土	火	金 敬老の日	15
16	日	火 △	金	日	水	土	16
17	月	水 ○	土	月 前期講義終了	木	日	17
18	火 △	木	日	火	金	月 後期講義開始	18
19	水 ○	金	月	水	土	火	19
20	木	土	火	木 △	日	水 ○	20
21	金	日	水	金 ○	月	木	21
22	土	月	木	土	火	金	22
23	日	火	金	日	水	土 秋分の日	23
24	月	水 ○	土	月	木	日	24
25	火	木	日	火	金	月	25
26	水 ○	金	月	水	土	火	26
27	木	土	火	木	日	水 ○	27
28	金	日	水 ○	金	月	木	28
29	土 みどりの日	月	木	土	火	金	29
30	日	火	金	日	水	土	30
31		水		月	木		31
行事	㊟: 履修ガイダンス ㊟: 健康診断 ㊟: 就職ガイダンス OT: オリエンテーション	施設実習(10日間) ・ 5/8～ ・ 5/18～	幼稚園実習(2週間) ・ 6/5～ 中学校実習(2週間) ・ 6/5～	保育所実習(10日間) ・ 7/31～ 施設実習(10日間) ・ 7/31～	保育所実習(10日間) ・ 8/21～ 施設実習(10日間) ・ 8/28～ 海外研修	海外研修 専攻科学内推薦入試	行事

- ⊕：補講日
 ○：おもちゃライブラリー開館日（10:30～14:30）
 △：健康相談日（13:30～15:00）

日	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日
1	日	水	金	月 元旦	木	木	1
2	月	木	土	⊕ 火	金	金	2
3	火	△ 金 文化の日	日	水	土	土	3
4	水	○ 土	⊕ 月	木	日	日	4
5	木	日	火	△ 金	月 春期休業開始	月	5
6	金	月	水	○ 土 冬期休業終了	火	火	6
7	土	⊕ 火	△ 木	日	水	○ 水	7
8	日	水	○ 金	月 成人の日	木	木	8
9	月 体育の日	木	土	⊕ 火 後期講義再開	金	金	9
10	火	金	日	水	○ 土	土	10
11	水	○ 土	⊕ 月	木 成人者会食会(予定) (平常授業)	日 建国記念の日	日	11
12	木	日	火	金	月 振替休日	月	12
13	金	月	水	○ 土	⊕ 火	火	13
14	土	⊕ 火	木	日	水	○ 水	14
15	日	水	○ 金 クリスマスパーティー (予定)(平常授業)	月	木	木	15
16	月	木	土	⊕ 火	△ 金	金 卒業・修了式(予定)	16
17	火	△ 金	日	水	○ 土	土 謝 恩 会(予定)	17
18	水	○ 土	⊕ 月	木	日	日	18
19	木	日	火	△ 金	月	月	19
20	金	月	水	○ 土	火	火 春分の日	20
21	土	⊕ 火	△ 木	補講期間	日 大学入試センター 試験(全学休講)	○ 水	21
22	日	水	○ 金	後期講義終了	月	木	22
23	月	木 勤労感謝の日	土 天皇誕生日	火	金	金	23
24	火	金	日	水	○ 土	土	24
25	水	土	⊕ 月 冬期休業開始	木	日	日	25
26	木 白鷗祭準備(午後～)	日	火	金	月	月	26
27	金 準備	月	水	土	火	火	27
28	土	○ 火	木	日	水	水	28
29	日 白鷗祭	○ 水	金	月	木	木	29
30	月 後片付け	木	土	火	金	金	30
31	火 代休	日	日	水	土	土	31
行事	中学校実習(2週間) ・10/16～	推薦A入試 中学校実習(2週間) ・11/6～ 留学生シンポジウム	推薦B入試 保育実習Ⅱ・Ⅲ(10日間)		一般A入試 介護等体験(英語科教職) 幼稚園実習(2週間) 施設実習(10日間)	一般B入試 介護等体験(英語科教職) 施設実習(10日間)	行事

目 次

§ 1	学生生活に必要な心得	1
1.	学生生活に関する注意事項	1
	〔 1 〕 掲示板について	
	〔 2 〕 提出期限の厳守	
	〔 3 〕 問い合わせ	
	〔 4 〕 交通ストについて	
	〔 5 〕 欠席・休学等について	
	〔 6 〕 退学について	
	〔 7 〕 認欠・忌引等について	
	〔 8 〕 変更届について	
	〔 9 〕 乗用車による通学について	
	〔 10 〕 防火・防犯について	
	〔 11 〕 事務局の学生窓口業務取扱い時間	
	〔 12 〕 その他	
2.	学生心得	4
3.	各種願・届書	6
4.	各種証明書の発行	7
§ 2	図書館利用の手引き	8
§ 3	諸制度等	11
1.	奨学制度について	11
2.	学生教育研究災害傷害保険制度について	12
3.	学生の自治活動について	14
4.	クラブ・同好会	14
5.	編入と転科・転部について	15
§ 4	白鷗大学女子短期大学部学則（抜萃）	16
§ 5	授業・休講・補講等	25
1.	授業について	
	〔 1 〕 授業時間	
	〔 2 〕 授業の受講について	
	〔 3 〕 集中講義について	
2.	休講について	
3.	補講について	
§ 6	単位の認定とその方法	26
1.	単位について	
	〔 1 〕 単位の意味	
	〔 2 〕 単位の認定	
	〔 3 〕 卒業の認定	
2.	試験・レポート等について	27
	〔 1 〕 試験の種類	

〔 2 〕 試験の受験資格	
〔 3 〕 受験の心得	
〔 4 〕 不正行為について	
〔 5 〕 レポート（作品）等について	
§ 7 教育職員免許状及び保育士資格等の取得について	30
英語科 （00年度生）	30
1. 教育職員免許状とは	
2. 教職免許状取得のためのカリキュラム	
3. 介護等の体験について（平成10年4月1日施行）	
4. 教育実習について	
別表A 中学校教諭2種免許状 外国語（英語）関係科目区分表	32・33
幼児教育科・幼児教育科第二部 （00年度生）	34
I. 教育職員免許状について	
1. 教育職員免許状とは	
2. 教科・教職科目と単位について	
3. 免許取得後の単位補充について	
II. 保育士資格について	
1. 保育士資格とは	
2. 保育士資格関係科目の区分について	
III. 教育職員免許状と保育士資格との関係について	
1. カリキュラムと教育職員免許状と保育士資格との関係について	
2. 教育実習・保育実習について	
IV. 社会福祉主事（任用資格）	
別表B 幼稚園教諭2種免許状関係科目区分表	38・39
別表C 保育士資格関係科目区分表	40・41
§ 8 00年度生卒業単位区分表	42
〔 英語科 〕	
〔 幼児教育科・幼児教育科第二部 〕	
〔 経営科 〕	
§ 9 00年度生 授業科目表	45
I. 共通科目（00年度生）	46・47・48
II. 英語科専門教育科目（00年度生）	50・51
III. 幼児教育科・幼児教育科第二部専門教育科目（00年度生）	52・53
IV. 経営科専門教育科目（00年度生）	54・55
§ 10 専攻科	56
1. 専攻科 幼児教育専攻	56
〔 1 〕 専攻科 幼児教育専攻の修了者に与えられる資格について	
〔 2 〕 放送大学との単位互換科目について	
〔 3 〕 本科科目の特別履修について	
〔 4 〕 専攻科 幼児教育専攻授業科目表	

§ 11	教育職員免許状及び保育士資格等の取得について (99・98年度生)	59
	英語科 (99・98年度生)	59
	1. 教育職員免許状とは	
	2. 教職・教職科目と単位について	
	3. 英語科のカリキュラムと教育職員免許状との関係について	
	4. 介護等の体験について (平成10年4月1日施行)	
	5. 教育実習について	
	幼児教育科 (99・98年度生)・幼児教育科第二部 (99・98年度生)	61
	I. 教育職員免許状について	
	1. 教育職員免許状とは	
	2. 教科・教職科目と単位について	
	3. 免許取得後の単位補充について	
	II. 保育士資格について	
	1. 保育士資格とは	
	2. 保育士資格関係科目の区分について	
	III. 教育職員免許状と保育士資格との関係について	
	1. カリキュラムと教育職員免許状と保育士資格との関係について	
	2. 教育実習・保育実習について	
	IV. 社会福祉主事 (任用資格)	
	教育実習・保育実習について (99・98年度生)	64
	別表D 中学校教諭2種免許状 外国語(英語)関係科目区分表	66・67
	別表E 幼稚園教諭2種免許状 関係科目区分表	68・69
	別表F 保育士資格関係科目区分表	70・71
§ 12	99・98年度生卒業単位区分表	72
	[英語科]	
	[幼児教育科・幼児教育科第二部]	
	[経営科]	
§ 13	授業科目表	75
	I. 共通科目 (99・98年度生)	76・77・78
	II. 英語科専門教育科目 (99年度生)	79
	III. 幼児教育科 (99・98年度生)・幼児教育科第二部 (99・98年度生) 専門教育科目	80・81
	IV. 経営科専門教育科目 (99年度生)	82・83
§ 14	授業科目の履修登録	84
	1. 授業科目の登録	84
	[1] 履修登録とは	
	[2] 履修登録の際の留意事項	
	[3] 特別な履修登録	
	[4] 履修登録確認表について	
§ 15	学内配置図	86・87
§ 16	白鷗大学校歌・白鷗大学女子短期大学部歌	88

§ 1 学生生活に必要な心得

1. 学生生活に関する注意事項

〔1〕掲示板について

学生への連絡はすべて「掲示板」によって行うので、常に注意すること。

休講、レポート等の提出、試験・履修方法の注意や変更、教室・時間割の変更・訂正などいずれも重要な事項はその都度掲示するので、絶対に見落としのないように必ず毎日掲示板を見ることを各自の習慣とする必要がある。

見落とししたばかりにレポートの提出が遅れたり、試験を受けられなかったりして、そのため単位が認められず卒業できなくなることがあるので必ず自分で確かめること。

掲示物は3日間掲示されていれば全学生が確認したものとする。

〔2〕提出期限の厳守

履修登録・レポート・その他各種の提出期限は、各自十分注意し、その期日を厳守すること。期限後はいかなる理由があっても受理しないので、余裕をもって提出すること。

第一部（昼間部） 英語科・幼児教育科・経営科・専攻科	第二部（夜間部） 幼児教育科第二部
教務課提出で特別指示のない場合は… 提出期限日の午後1時05分までに提出	二部事務局提出で特別指示のない場合は… 提出期限日の午後7時30分までに提出

〔3〕問い合わせ

事務局への電話による問い合わせ（行事予定・休講・授業及び試験その他に関すること）等々には、誤りを生じ易く事務上の支障もきたすので一切応じられない。

必要なときは登学のうえ掲示板を見るか、または事務局の関係窓口で確かめること。

〔4〕交通ストについて

JR〔宇都宮線・両毛線・水戸線・東北新幹線〕のストライキにともなう授業の対処については次の通りとする。

○昼間部（英語科・幼児教育科・経営科・専攻科）

午前6時までに解決した場合……………平常授業の実施

午前9時までに解決した場合……………午後の授業の実施

午前9時までに未解決の場合……………休講

○夜間部（幼児教育科第二部）

午後3時までに解決した場合……………平常授業の実施

午後3時までに未解決の場合……………休講

〔5〕欠席・休学等について

欠席……長期（1カ月以上）欠席をした場合は、その事由及び期間を記入した欠席届を学生課に提出すること。※病気・ケガの場合は、診断書を添付すること。

休学……病気・その他やむを得ない事由により、3カ月以上修学することができない者は、その学年の終りまで休学することができる。その場合、所定の休学願を学生課に提出すること。但し、休学期間は在学期間に算入しない。※病気・ケガの場合は、診断書を添付すること。

復学……休学期間が過ぎた後、復学する場合は所定の復学願を学生課に提出すること。

〔6〕退学について

退学……病気・その他やむを得ない事由により退学する場合は、その事由を付し、保護者・保証人連署をもって所定の退学願を学生課に提出すること。

〔7〕認欠・忌引等について

就職試験 平常授業時の就職試験について

- ①進路指導部で就職試験前に「受験証明依頼」を受け取る
 - ②「受験証明依頼」に必要事項をペンで記入する
 - ③受験先で「受験証明依頼」に証明印を受ける
 - ④欠席した科目数だけ「受験証明依頼」をコピーし、各担当教員に直接渡す
 - ⑤「受験証明依頼」の原本を進路指導部に提出する
- （注）・④⑤とも受験欠席後すぐに提出すること
・会社訪問はこれに該当しない

定期試験期間の就職試験について（前期の通年科目は別途教務課で指示を受けること）

- ①進路指導部で就職試験前に「受験証明依頼」を受け取ると同時に、短大部教務課で追試験の仮手続きを行う
 - ②「受験証明依頼」に必要事項をペンで記入する
 - ③受験先で「受験証明依頼」に証明印を受ける
 - ④「受験証明依頼」の原本を短大教務課に受験欠席日を含めて5日以内に提出し、追試験手続きを行うこと
- （注）・会社訪問はこれに該当しない

実 習……教務課備え付けの「実習による授業欠席（認欠）届」を実習の始まる1週間前までに該当科目の教員に提出すること。

その他の認欠……学長宛公文書によって出席を求められた行事に参加する場合は、所定の書式に従って認欠を願い出て、教務部長が承認した場合認欠の扱いをうけることができる。

忌 引……教務課備え付けの忌引届を教務課に提出するとともに、欠席日から10日以内に該当科目の教員に提出をし判断を受けること。

忌 引 の 日 数 等		備 考
一親等（父・母・子）	5日以内	祝祭日は除く
二親等（祖父母・兄弟姉妹）	3日以内	

〔 8 〕変更届について

住所・氏名・本籍地・電話番号・保護者・保証人及び幼教二部生においては本人の勤務先等に変更があった場合、所定の変更届にて学生課に届け出ること。

※氏名・本籍地の変更の場合は本学所定の「住民票記載事項証明書」を、保護者・保証人変更の場合は所定の「誓約書」を添付すること。

〔 9 〕乗用車による通学について

通学には出来る限り公共交通機関を利用し、自家用車での通学は自粛すること。

但し、やむを得ない事情で車輛通学を希望する者は、必ず次の手続きを行うこと。

①大学で実施する交通安全講話を受講する。

②学生証（ICカード）に車輛通学許可の登録を受ける。

許可を受けた車輛は本学周辺の路上に駐車することなく、学生駐車場『第一駐車場・第二駐車場』へ駐車すること。（第二駐車場は駐車場ゲートシステムを導入している。）

また、学内への車輛乗り入れは禁止する。

注意・警告を受け、また、学生の本分に著しく反する者は車輛通学不相当と判断し、車輛通学を禁止することもある。

この車輛通学規定及び制度は、年度毎に運用を変更することがあるので注意すること。

〔 10 〕防火・防犯について

(1) 学生は学内の防火・防犯に協力し、これに関する取り決めに従わなければならない。

(2) 学内の石油ストーブや調理用のガスコンロ等を利用する場合は、火災防止に十分留意し、使用後は必ず消化し、引火・爆発などの事故を引きおこさないよう万全を期すこと。

(3) 喫煙は所定の場所以外では行ってはならない。

(4) 学生は自分の携帯品をはじめ、借用した大学の備品等が盗難にあわないよう、保管・取扱に留意しなければならない。

(5) 学内に不審な者を発見したときは、速やかに事務局に通報すること。

〔 11 〕事務局の学生窓口業務取扱い時間

第 一 部（昼間部）			第 二 部（夜間部）	
	午 前	午 後		
月～金	8:30～11:30	12:10～17:00	月～金	16:30～21:00
土	8:30～11:30	12:10～14:30	土	集中・補講のない時は休業
	（事務局昼休み 11:30～12:10）			

但し、日曜・祝祭日は休業（大学行事によつては変更になることがある）

〔 12 〕その他

(1) 授業終了後教室を出るときは、最終退出者が窓を閉め消燈すること。

(2) 授業以外で教室を使用する場合は、学生課で所定の手続きを行うこと。

2. 学 生 心 得

第 1 章 総 則

第 1 条 学生の本分

この心得は、学生として守らなければならない事項を規定したものである。

第 2 条 学生は、本学の目的使命に鑑み各自その本分を守ることは勿論、本学学生として又将来社会の指導者となるべき者として、品位と誇りを堅持するものとする。

第 2 章 礼 儀

第 3 条 学生は、人格の尊厳を重んじ、秩序を守り、礼儀正しくしなければならない。

第 3 章 告 示

第 4 条 学生に対する告示は、掲示もしくは印刷物によって行う。学生は毎日必ずこれを承知しなければならない。

第 5 条 前条の掲示は、掲示後 3 日を経れば一般に確認されたものとみなす。

第 4 章 学 生 証

第 6 条 学生は、入学時に学生証の交付を受けて常にこれを携帯し、本学教職員の請求があつた場合は、いつでもこれを提示しなければならない。

第 7 条 学生証は、卒業・退学・除籍の場合は、直ちに返納しなければならない。

第 8 条 学生証を紛失したときは、直ちに、学生証再発行願を提出して、再交付を受けなければならない。再交付を受けようとするときは、所定の手数料を要する。

第 5 章 宿 所

第 9 条 学生が住所を変更した場合は、直ちに届け出なければならない。

第 6 章 試 験

第 10 条 試験は当該科目授業時数の 3 分の 2 以上出席しなければこれを受けることができない。

第 11 条 授業料を所定の期日までに完納しない者は試験を受けることができない。

第 12 条 やむを得ない事由によって所定の日に試験を受けることができない者が、その事由を証する書類とともに追試験願いを提出した場合、追試験の受験を認めることがある。

第 13 条 前条の追試験を受けようとする者は所定の追試験料を納入しなければならない。

第 14 条 不合格になった科目に対しては一部の科目に限り再試験を行うことがある。再試験手続きは前条に同じ、ただし所定の再試験料を要する。

第 7 章 服 装

第 15 条 学生の服装は簡素を旨とする。

第 8 章 保 健

第 16 条 学生は、毎年行われる定時または臨時の健康診断および予防接種を受けなければならない。

第 17 条 学生又は同居人が法定伝染病にかかったとき、又はその疑いがある時は直ちに届け出なければならない。

第 18 条 学長は、健康診断の結果、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

第 9 章 集 合

第 19 条 学生が学内又は学外において本学名を使用して集会・催物・その他の行事を行おうとするときは、少なくとも 2 週間前に集会（催物・行事）許可願を学長あてに提出してその許可を受けなければならない。

2. 前項の場合、その実施については学生課長の指示に従うものとする。

第20条 前条の場合、学生の本分に反する行為が認められたときは、学長はその中止を命ずることがある。

第10章 掲 示

第21条 学生が学内において本学名または団体名等を使用してビラ・ポスター類を掲示しようとするときは、当該掲示物を学生課へ提出してその許可を受けること。

2. 掲示は所定の場所に行わなければならない。
3. 掲示期間は原則として2週間とする。

第11章 印刷物の配布・発行

第22条 学生が学内または学外において本学名を使用して雑誌・新聞・パンフレット等の印刷物を配布・発行しようとするときは、あらかじめ当該印刷物を添え、印刷物配布・発行許可願を学長あてに提出しその許可を受けなければならない。

第12章 団 体

第23条 学生が自治会以外の団体を結成しようとするときは、当該団体の規約及び会員の名簿を添え、学生団体結成願を学長あてに提出してその許可を受けなければならない。

2. 団体の規約を改正する場合も第1項の規定を準用する。

第24条 前条の団体の行為が本学の目的に反すると認められるときは、学長はその許可を取り消し、解散を命ずることがある。

第25条 学生団体が学外団体に参加しようとするときは、その学外団体の規約および役員名簿を添え学外団体参加願を学長あてに提出してその許可を受けなければならない。

第26条 前条の学外団体の行為が本学の目的に反すると認められたときは、学長はその許可を取り消すものとする。

第13章 施設等の使用

第27条 学生および学生団体が本学の施設設備を使用するときは、施設設備使用許可願を学長あてに提出してその許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められている施設設備についてはこの限りでない。

第14章 諸証明書等の発行

第28条 本学において、発行する諸証明書の交付を受けようとするときは、それぞれ所定の手数料を納入しなければならない。

3. 各種願・届書

種 類	取扱窓口	手数料(円)	備 考
住所・氏名・保証人等変更届	学 生 課	—	(P 3 参照)
休 学 願	〃	—	(P 2 参照)
退 学 願	〃	—	(P 2 参照)
復 学 願	〃	—	(P 2 参照)
欠 席 届	〃	—	(P 2 参照)
学 生 証 再 発 行 願	〃	3,000	正規の学生証が出来上がるまで仮学生証を発行する 仮学生証は、再発行申し込みの翌日に発行する(無料)
試 験 用 仮 学 生 証	〃	500	定期試験受験時、発行日のみ有効
施設設備使用許可願	〃	—	1週間前に提出のこと
学外交流(会・試合)許可願	〃	—	〃
対外試合結果報告書	〃	—	試合終了後2週間以内に提出のこと
クラブ(同好会)結成願	〃	—	結成に1カ月必要
印刷物配布・発行許可願	〃	—	
掲 示 許 可 願	〃	—	部・サークルの掲示には、所定の用紙を1枚使用すること
集会(催物・行事)許可願	〃	—	2週間前に提出のこと
学 外 活 動 許 可 願	〃	—	〃
合 宿 届	〃	—	指定された期限内に届けること
盗 難 届	〃	—	随時
実習による授業欠席(認欠)届	教 務 課	—	(P 2 参照)
認欠申請許可願・認欠願	〃	—	(P 2 参照) 学長宛公文書等による出席依頼書を添付のこと
忌 引 届	〃	—	10日以内に手続きを行うこと(P 2 参照)
追 試 験 願	〃	500	試験実施日から5日以内に手続きを行うこと(P27参照)
再 試 験 願	〃	2,000	指定された期限内に手続きを行うこと(P27参照)
就職採用試験のための授業欠席届	進路指導部	—	受験証明の依頼及び授業欠席届(P 2 参照)

4. 各種証明書の発行

※在学生は証明書自動発行機及び直接各取扱窓口で申し込むこと。電話での申し込みは一切受けない。

種類	取扱窓口	手数料	自動発行機	備考
通学証明書	学生課	50	○	※①自動発行機のみでの発行 ※②初回は窓口、2回目以降は自動発行機で可 下記の〔申し込み手順〕参照のこと 原本が教務課に届いてから発行 免許状の原本が必要（中学校・幼稚園） 在学時に見込が必要になった場合は、教務課へ申し出ること
学生割引証※①	〃	50	○	
在学証明書	〃	200	○	
健康診断書※②	〃	200	○	
学業成績単位修得証明書	教務課	300	○	
卒業・修了見込証明書	〃	200	○	
免許状及び資格取得見込証明書	〃	200	○	
既修得単位及び科目履修証明書	〃	300	○	
人物調書及び推薦書	〃	200	○	
◆卒業・修了証明書	〃	200	○	
◆準学士証明書	〃	200	○	
◆教育職員免許状取得証明書	〃	200	○	
◆保育士資格取得証明書	〃	200	○	
◆社会福祉主事任用有資格証明書 (幼児教育科・幼二部のみ発行)	〃	200	○	

◆ は卒業後の発行となる証明書

〔申し込み手順〕

(1) 証明書自動発行機を利用する場合

- ・ 証明書自動発行機は、本館1階ロビーに設置されており、学生証を使用して即時発行となる
- ・ 操作方法については、発行機前の掲示を参照のこと
- ・ 記載内容を確認し、変更がある場合は、各取扱窓口まで申し出ること
- ・ 自動発行機の稼働時間

月曜日～金曜日	8:30～20:00
土曜日	8:30～15:00

※但し、窓口取扱時間以降のトラブルに対しては、翌取扱日の対応とする。
(日・祭日、本学休業日を除く)
二部の学生に関しては、二部事務局まで問い合わせること。

(2) 窓口で申し込む場合

- ① 手数料の証紙を本館1階ロビーの証紙販売機で購入。
(二部学生は、手数料(現金)を添え、二部事務局へ申し込むこと)
- ② 各種証明書の申込用紙に添付し、必要事項を記入する。
- ③ 各取扱窓口で直接申し込む。
- ④ 原則として申し込み日から2日後に発行。(日・祭日、本学休業日を除く)

〔窓口で申し込む際の発行予定表〕

- ① 証明書発行日数は原則として2日後発行となるが、時期的に申し込みが多くなる時は別途掲示する。
- ② 申し込みから発行の間に祝・祭日及び休業日があった場合は発行が遅れることがある。

申込日	月	火	水	木	金	土
発行日	↓ 水	↓ 木	↓ 金	↓ 土	↓ 火	↓ 火

※申し込み及び証明書受け取り時間は、事務局の学生窓口業務取扱い時間（便覧P3）に準ずる

§ 2 図書館利用の手引き

図書館は短大生・大学生共用です。大学3号館1階に入口があります。

図書・雑誌のほかにビデオやカセットテープも所蔵、CD-ROM等による情報検索もできます。学生諸君の有効活用を望んでいます。

1. 利用資格・開館時間・貸出

利用資格	館内閲覧及び館外貸出しができる者		本学の教員・職員（専任・非常勤を問わず）
			本学の学生及び科目等履修生
	館内閲覧のみ の者		卒業生・他大学学生・一般社会人・外国人 （身分証明書等の提示・登録必要）
開館時間	平日		9:00～20:00
	土曜日		9:00～14:30
	定期試験前1週間と試験中1週間		9:00～21:00
	夏期休業期間		9:00～16:30
	春期休業期間		9:00～17:00
休館日	日曜日・祝祭日・開学記念日・冬期休業期間・学園祭・入学試験日等の特別な学校行事のある日は、原則として休館となります。 (その都度掲示板で連絡)		
普通貸出	冊数	5冊以内	雑誌類・ビデオ・CD-ROM等は貸出できませんので館内で閲覧してください。 貸出にはすべて学生証が必要です。 「館内」又は「禁帯出」のラベルの貼られている本の貸出しはできません。
	期間	2週間以内	
特別貸出	特別な事由のある方には「特別貸出」をしています。 1夜貸し・2日貸し・1か月貸し・有価証券報告書貸出等があります。係に相談してください。		
図書以外の資料	CD-ROM	館内ワークステーションを利用すること。 朝日新聞、毎日新聞、有価証券報告書総覧、日経新聞、判例マスター、世界の車窓から等	パソコンによる閲覧は無料、コピーした場合は有料
	カセットテープ	一人5点以内	カウンターに申し出たのち利用すること
	ビデオテープ	館内AVルームで利用すること	

図書以外の資料	外部データベース	(1) 学術情報センターの情報検索をオンラインで行い、文献の所在を調査します。(実費を利用者が負担)
		(2) テレコン21 パソコン通信により、85年以降の日経新聞4誌の他、朝日、毎日、読売を含む24社の新聞、述べ150万社の企業の信用情報・株価情報・商品情報・就職情報・健康情報が入手できます。(実費を利用者が負担)
簡易製本機「とじ太くん」(実費を利用者が負担)		

2. 図書館内で守るべきこと

禁止事項	(1) 図書館内で大声で話し合ったり、走り回ったりすること (2) 図書館内へ飲食物を持ち込んだり飲食・喫煙すること (3) 閲覧室内でのミーティング (4) 携帯電話の使用
期日がきても返却せず、催促しても応じない者、図書館資料を無断で持ち出そうとした者、その他規則に違反した者は、それ以後の図書館利用を禁止することがあります。	

3. 貸出期間の延長・図書の予約

(1) 図書の貸出期間を延長したい時は、図書を持参してカウンターの係に申し出てください。
(2) 読みたい本が貸し出されている場合は、予約しておくことができます。 (返却されれば掲示または電話にて連絡)
(3) 購入希望図書は、所定の用紙で申し込むことができます。審査のうえ、購入の可否を決定します。

4. 図書の検索

本学図書館の書誌情報はすべてコンピュータに入力されていますので、OPAC（閲覧室のコンピューター端末）で検索して下さい。

OPACの操作方法は備えつけのOPACマニュアルを見るか、カウンターの館員に尋ねて下さい。
(平成8年3月31日までに受入れした図書は目録カードでも探すことができます。)

書誌詳細表示が出てきましたら、請求記号から、その図書の在る場所を調べて下さい。

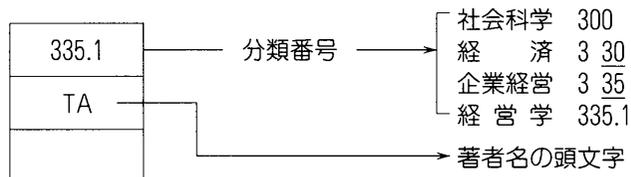
〔分類〕

本学の本の種類は「日本十進分類法」(NDC)に従って3桁で表示分類してあります。
日本十進分類法の1次区分は次のような内容を表します。

000	総	記	500	技	術
100	哲	学	600	産	業
200	歴	史	700	芸	術
300	社 会 科 学		800	言	語
400	自 然 科 学		900	文	学

辞典、特定書籍を除いて上記の分類別にまとめて配架表示してありますので、それを見て求める
図書が置かれている場所を知ることができます。

〔例〕



なお、当図書館独自の略記号を使用しています。

N	→ 210	日本史
K	→ 336	経営管理
KS	→ 371.4	教育心理学
Y	→ 376.1	幼児教育
E	→ 726.5	絵 本
J	→ 909	児童文学
AL	→ 930.29	アメリカ文学
S	→ 335.48	社 史

§ 3 諸 制 度 等

1. 奨学制度について

〔1〕日本育英会奨学資金

日本育英会の規程に基づき、学業・人物ともに優秀で、経済的理由により修学困難と認められる者に対しては、選考のうえ奨学金が貸与される。

	第1種（無利子貸与）	きぼう21プラン（有利子貸与）
募 集 期 間	定期募集は、春（4月）の1回（予定）。（主たる家計支持者の失職・死亡または火災・風水害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸与の必要が生じた場合は、定期募集期間以外でも出願出来るので、学生課へ申し出ること。）	
募集について	募集は掲示により通知する。希望する者は、学生課にて日本育英会所定の願書用紙の交付を受けて必要事項を記入の上、提出する。	
出 願 資 格	(1) 学 力 1年生 高校時評定平均値3.5以上 2年生 学業成績が所属学科の上位1/3以内	(1) 学 力 1年生 高校の成績が、属した学年の平均水準以上 2年生 学業成績が平均水準以上
	(2) 家 計 日本育英会が定める収入基準額以下であること。	
貸 与 月 額	1・2年生 自宅 49,000円、自宅外 56,000円 3年生 自宅 48,000円、自宅外 55,000円	3万円、5万円、8万円、10万円の中から選ぶことが出来る。
貸 与 期 間	原則として標準修業年限	
採 否 の 決 定	学長が推薦した者について、日本育英会が採否を決定し、学長を経て本人に通知する。	
返 還 の 義 務	卒業後6カ月を過ぎると返還が始まる。返還は卒業時に提出する奨学金借用証書及び同返還明細書（第1種）、返還誓約書（きぼう21プラン）により、所定の期間内に滞りなく行わなければならない。	

☆きぼう21プランは有利子貸与である。在学中は無利息だが、卒業後は年3%を上限とする利息がつく。

奨学生として採用されたら、日本育英会の定める奨学規定、その他の規定を守り、奨学生としての資質の維持向上に努める必要がある。また学業成績、その他、生活状況が奨学生として適当でないとい認められるときは、奨学金の交付を打ち切られる。

2. 学生教育研究災害傷害保険制度について

この保険は、大学における学生の教育研究活動中及び通学中等に被る傷害事故に対しての補償制度であり、財団法人内外学生センターが保険契約者となり、損害保険会社との間に一括契約するものである。本学の学生は、大学側の費用負担においてこの保険に全員加入している。

(1) 保険金が支払われる事故の範囲

本学に在籍する学生が、教育研究活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害、及び住居と学校施設等との間の往復や学校施設等相互間を移動する間に生じた事故による身体への傷害

- 講義、実験、実習、演習または実技による授業などの正課中
- 大学の主催する教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間
- 大学が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間、ただし大学が禁じた行為を行っている間を除く。
- 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間、ただし大学が禁じた行為を行っている間を除く。
- 授業、学校行事及び課外活動に参加する為に、住居と学校施設等との間を往復する間。
- 大学が教育研究の為に所有、使用または管理している学校施設等相互間を移動する間。

(2) 保険金が支払われない場合

- 通学中・学校施設等相互間の移動中に、合理的経路を逸脱または中断した間、及びその後に被った傷害事故（但し、逸脱・中断の事由によっては、合理的経路に復した後に被った傷害に対して保険金が支払われる場合もある。）
- 故意、闘争行為、自殺行為、犯罪行為、脳病患、疾病、心神喪失、地震、噴火、津波、戦争、暴動、核燃料物質などによって汚染された物の放射性、爆発性、その他の有害な特性による事故。無資格運転、酒酔い運転による交通事故。課外活動で危険なスポーツを行っている間。自動車などによる競技、競争、興業、試運転をしている間。（ただし、道路上で行っている場合はこの限りではない。）

(3) 保険金の種類と金額

- 死亡保険金（事故の日から180日以内に死亡したとき）
 - 正課中、学校行事参加中……………100%
 - 課外活動中…………… 50%
 - 通学中、学校施設等相互間の移動中… 50%
- 後遺障害保険金（事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき）
 - 正課中、学校行事参加中…………… 90万円～3,000万円
 - 課外活動中…………… 45万円～1,500万円
 - 通学中、学校施設間の移動中…………… 45万円～1,500万円

○医療保険金（医師の治療をうけたとき）

平常の生活ができるようになるまでの治療日数	支 払 保 険 金			入院加算金 (180日を限度)
	正 課 中 学校行事参加中	課外活動中	通 学 中 学校施設間移動中	
治療日数 1日～ 3日	—	—	—	入院1日につき 4,000円 (注) 左記の金額に 加算して支払 われる。
4 ～ 6	6,000円	—	—	
7 ～ 13	15,000	—	—	
14 ～ 29	30,000	30,000円	30,000円	
30 ～ 59	50,000	50,000	50,000	
60 ～ 89	80,000	80,000	80,000	
90 ～119	110,000	110,000	110,000	
120 ～149	140,000	140,000	140,000	
150 ～179	170,000	170,000	170,000	
180 ～269	200,000	200,000	200,000	
270 ～	300,000	300,000	300,000	

(4) 保険金申請

事故発生より30日以内に保険会社へ事故通知を提出しないと保険金の支払いが不可能になるおそれがあるため、事故が発生したらただちに学生課へ申し出ること。まず申請書を受け取り、必要事項を記入し学生課へ提出。その後保険金の支払いとなる。

3. 学生の自治活動について

学生の自治活動は、大学の課外の教育活動として、学生の自律性の涵養、社会性の陶冶、学生相互間の交流啓蒙を目的として、豊かな実り多い学園生活をおくることができるよう運営されるべきである。大学はかかる教育的観点から、学生自治会には積極的な応援を行っている。すなわち、学生自治の本旨とする下記の点をよく心得、全学生が活動に参画して、建学の精神に則り、民主的ルールに従った合理的運営による活発な活動を期待するものである。

- (1) 大学の学園を場とする活動である。
- (2) 大学の秩序を維持し、その範囲内で行う活動である。
- (3) 学生自治の本旨に添い、各人が自治会規約を尊重し、自主性を持って積極的に運営に参加し、自主的判断力を養い、責任ある態度を身につける。(自治会会則は、別に自治会の役員から配布される。)
- (4) 自治会からの諸連絡は、自治会用掲示板にて行う。

4. クラブ・同好会

学生が正規の課程外で、自発的に小集団を組織して学術・文化・スポーツなど各面にわたる活動をもって、自己の知識・技能を磨き、学生相互間の親睦を図ることを目的とするものである。学業に専念したいがためにクラブ活動に入らないということもあるわけだが、極力参加するよう心掛けること。また、参加しようと思うクラブがない場合、同好会として新たにグループをつくるのも一案である。

現在、クラブには下記のものがある。この他にも白鷗大学のクラブに参加することができる。

<文化関係>	<体育関係>
E・S・S (英会話)	硬式テニス
合唱	バスケットボール
オペレッタ	弓道
茶道	スキー
華道	バドミントン
箏曲	トランポリン
フォークソング	陸上競技
マンガ&アニメーション	チアリーディング同好会
ハンドベル	
コンピュータクラブ(同好会)	

※クラブのミーティング等のポスターは、8号館1Fにサークル用掲示板があるので、所定の掲示用の用紙を使用し、学生課にて許可の印を受け1枚だけ掲示する。

5. 編入と転科・転部について

〔1〕編入学

編入学とは、例えば短期大学から4年制大学の2年次以上の年次に中途入学することで、1年次から入学する新入学と区別して「編入学」とよばれている。

1. 白鷗大学への編入学について

(1) 選考は次の試験により行う。

① 筆記試験（英語及び専門科目に関する小論文）

② 面接試験

但し、選考試験において筆記試験を免除する場合がある。

(2) 編入学年次は3年次に編入。

(3) 詳細については4月に編入学のガイダンスを行う。

2. 他大学への編入学について

① 試験種別は推薦入試、一般入試が行われる。

② 推薦入試には指定校推薦があり、各大学より推薦依頼があれば、その都度掲示するので希望者は掲示板で大学、学部名を確認すること。

③ 指定校推薦希望者は学内選考申込書を教務課へ提出すること。

〔2〕転科

転科とは学内のひとつの科から他の科に籍を移すことで、転科希望学科に欠員がある場合、審査に合格した者に限り転科が認められる。

〔3〕転部

転部とは第一部（昼間）と第二部（夜間）の異動をいい、幼児教育科第二部の学生が幼児教育科の一部に転部する場合などがある。

転部を希望する者は学年の末に転部願を教務課に提出し、審査に合格した者に限り転部が認められる。

なお、審査は転部の学科に欠員がある場合に限り審査を行う。

審査に合格した者は次の書類を教務課に提出しなければならない。

① 成績証明書

② 学年始めに提出した履修届

③ 修了済の実習ノート（幼児教育科）

④ その他本学で指示した書類

§ 4 白鷗大学女子短期大学部学則（抜萃）

別表省略

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、白鷗大学女子短期大学部設立の精神に則り、人格を陶冶し必要な専門教育を施し、実践的にしてかつ有用な人材を育成することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は自らの教育水準の向上を図り、短期大学としての目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

（学科及び学生定員）

第3条 本学に英語科・幼児教育科第一部・幼児教育科第二部及び経営科を置き、学生定員は次の通りとする。

学 科	入学定員	総 定 員
英 語 科	50人	100人
幼児教育科第一部	100人	200人
幼児教育科第二部	50人	150人
経 営 科	100人	200人

（修業年限及び在学年限）

第4条 英語科・幼児教育科第一部及び経営科の修業年限は2年とする。この在学期間は4年を超えることができない。

2 幼児教育科第二部の修業年限は3年とする。この在学期間は5年を超えることができない。

第3章 学年・学期及び休業日

（学 年）

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学 期）

第6条 学年を前期及び後期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

（休 業 日）

第7条 休業日は次の通りとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(2) 日 曜 日

(3) 開学記念日 5月4日

(4) 夏期休業日 7月12日から8月31日まで

(5) 冬期休業日 12月17日から翌年1月7日まで

- (6) 春期休業日 2月19日から3月31日まで
- 2 学長は必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学・退学・休学及び転学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部大臣の指定した者
- (4) 文部大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規定（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志望する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等は別に定める。

(入学の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(受験手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けたものは所定の期日までに、契約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了したものに入学を許可する。

(転入学等)

第13条 他大学から本学に転入学を志望する者があるとき又は、他大学卒業者が編入学を希望する場合は、選考の上相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者のすでに修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。
- 3 前条は学科に欠員がある場合に限り、学年の始めに入学を許可することができる。
- 4 前条で許可された者は所定の手続きをとらなければならない。

(保証人)

第14条 入学・再入学等の許可を得た者は、保証人連署の上所定の書類を提出し、所定の学費を納めなければならない。

- 2 保証人は、その学生に関する一切の責任を負わなければならない。
- 3 保証人が姓名を改めたとき又は転居したときは、直ちにその旨を届けなければならない。

4 死亡その他の事由により保証人に変更のあったときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

5 病気その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署の上退学願いを提出しなければならない。

(再 入 学)

第15条 退学した者が、退学の時から2年以内に保証人連署をもって再入学を願い出た場合には、選考の上、再入学を許可することができる。

(休 学)

第16条 病気又はやむを得ない事由により、3カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は1年以内とする。但し、やむを得ない場合は、更にこの期間を1カ年に限り延長することができる。

3 休学の期間は、卒業に要する在学期間には算入しない。

4 学長は、校医が健康上修学に不相当と認めた者には、休学を命ずることがある。

(復 学)

第17条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退 学)

第18条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 在学期間中に死亡した場合は、保護者の願い出により退学扱いにすることができる。

(除 籍)

第19条 次の各号の1に該当するものは、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第4条に定める在学年限を越えた者

(2) 第16条2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(5) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本文に著しく反した者

第5章 教 育 課 程

(授 業 科 目)

第20条 本学の授業科目は、共通科目と専門教育科目を置き、別表2の通りとする。

2 前項に定めるもののほか教職に関する科目を置く。

3 各授業科目とも、これを必修科目と選択科目とに分ける。なお、授業科目及び単位数は別表1に示す通りとする。

4 外国人留学生に対して、本学が必要と認める場合には、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設することができる。

(授業科目数)

第21条 1年間の授業日数は、定期試験の日数を含め35週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第22条 本学における授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技とする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して行うことがある。

(卒業に要する単位)

第23条 卒業に要する単位は、次のとおりとする。

00年度生			99年度生 幼二部98年度生		
英 語 科	共 通 科 目	8 単位以上	英 語 科	共 通 科 目	18 単位以上
	専 門 教 育 科 目	54 単位以上		専 門 教 育 科 目	44 単位以上
	合 計	62 単位以上		合 計	62 単位以上
幼 児 教 育 科 第 一 部	共 通 科 目	10 単位以上	幼 児 教 育 科 第 一 部	共 通 科 目	8 単位以上
	専 門 教 育 科 目	52 単位以上		専 門 教 育 科 目	55 単位以上
	合 計	62 単位以上		合 計	63 単位以上
幼 児 教 育 科 第 二 部	共 通 科 目	10 単位以上	幼 児 教 育 科 第 二 部	共 通 科 目	8 単位以上
	専 門 教 育 科 目	52 単位以上		専 門 教 育 科 目	55 単位以上
	合 計	62 単位以上		合 計	63 単位以上
経 営 科	共 通 科 目	12 単位以上	経 営 科	共 通 科 目	12 単位以上
	専 門 教 育 科 目	50 単位以上		専 門 教 育 科 目	50 単位以上
	合 計	62 単位以上		合 計	62 単位以上

(単位の計算方法)

第24条 授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする授業をもって1単位とし、教室外の準備・学習時間を考慮し、次のように定める。

- 1 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- 2 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
- 3 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、45時間の授業をもって1単位とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、教授会が適切と認めた卒業研究・卒業制作・演奏活動・体育活動等の学習活動に関しては、活動の成果を評価して単位を授与することができる。

(科目別単位数)

第25条 共通科目及び専門教育科目の単位は別表1の通りとする。

(履修登録)

第26条 学生は、履修しようとする授業科目を毎年度所定の期間内に届出なければならない。

- 2 履修登録の規定は別に定める。

(学内試験)

第27条 学業成績は、試験により定める。

- 2 試験は、定期試験・授業内試験・追試験及び再試験とする。
- 3 追試験は、やむを得ない事由により、定期試験を受けられなかった者のためにのみ行うことがある。
- 4 不合格の科目については、再試験を行うことがある。

(成績の評価等)

第28条 学業成績の評点は優・良・可及び不可とし、優・良及び可を合格、不可を不合格とする。

2 試験に合格した授業科目については、その授業科目所定の単位数を与える。

(欠格事由)

第29条 各授業科目については出席を要する日数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の試験を受ける資格を有しない。

(単位互換)

第30条 本学が教育上有益と認める場合は、他の大学及び他の短期大学との間で、双方の大学の規則に定めるところにより、両大学の学生がそれぞれ相手大学の授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項で修得した単位は本学の授業科目を履修し、修得したものとみなすことができる。

3 単位互換協定の内容は別に定める。

第6章 卒業等

(教員免許状)

第31条 教員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める教科に関する科目及び教職に関する科目の単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる免許状の種類は、次のとおりである。

英 語 科 中学校教諭2種免許状(英語)

幼児教育科 幼稚園教諭2種免許状

(保育士資格)

第32条 本学の学生で保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号に基づく所定の教科目の単位を修得しなければならない。

(卒業認定)

第33条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

但し、幼児教育科第二部は3年以上在学した者とする。

(準学士)

第34条 前条により卒業した者は、準学士と称することができる。

(大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第35条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第36条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位)

第37条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前条第2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において履修した単位以外のものについては、第35条第1項及び前条第1項の本学で履修したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において第35条第2項により本学において履修したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第7章 学費等の費用

(学 費)

第38条 本学の学費は、別表2の通りとする。

(入学検定料)

第39条 本学に入学を志願する者は、別表2の入学検定料を納めなければならない。

(学費の納入)

第40条 学費は、学年の始めに納入するが、前期及び後期授業開始時の2期に分納することができる。ただし、特別事情があると認められるものは、延納を認めることがある。

2 既納の学費は、原則として返戻しない。

(休学の場合の授業料)

第41条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(復学の場合の授業料)

第42条 学期の途中で復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を復学した月に納付しなければならない。

(退学及び停学の場合の授業料)

第43条 学期の途中で退学又は除籍された者の当該期の授業料は徴収する。

2 停学期間中の者の授業料は、徴収する。

(変更授業料等の納入)

第44条 年度の途中で授業料その他について変更のあった場合は、原則として次年度の入学者から適用する。

(その他の費用)

第45条 実験・実習費等必要な費用は、別にこれを徴収する。

第8章 教職員組織及び教授会

(組 織)

第46条 本学の教職員は、次のとおりとする。

学長・副学長・科長・教授・助教授・講師・助手・司書並びに事務局長・事務職員・技術職員

その他必要な職員を置く。

- 2 前項の教員採用については、専任教授会、教授会及び理事会の議を経て決定する。

(職務)

第47条 学長は・副学長及びその他教職員の職務は別に定める。

(教授会)

第48条 本学に重要な事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会は学長及び教授をもって組織する。
- 3 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、教授会に助教授その他の教職員を加えることができる。
- 4 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第9章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生)

第49条 本学所定の授業科目を、履修希望する者があるときは選考の上、本学の教育に支障のない限りにおいて、科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生となることのできる者は、第9条の各号に規定する者とする。
- 3 科目等履修生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を授与する。
- 4 科目等履修生で教員免許状を取得しようとする者は、第31条に定めるところによる。
- 5 科目等履修生の学費等は、別に定める。

(外国人留学生)

第50条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生について必要なことは、別に定める。

(研究生)

第51条 本学教員の指導をうけ、本学所定の学科に関連した学科の研究を志望する者があるときは、選考の上教授会の議を経て、学長が許可することができる。

- 2 研究生について必要なことは、別に定める。

第10章 図書館及び研究施設

(図書館)

第52条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館は図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、教職員及び学生の閲覧に供する。

(研究施設)

第53条 本学に研究室及びその他必要な研究施設を置く。

第11章 賞 罰

(表彰)

第54条 人物、学業優秀な者又は範となすべき行為をした者は、表彰する。

(懲 戒)

第55条 本学則その他の規則に背く行為、又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告・停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由が無くて出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 専 攻 科

(専 攻 科)

第56条 本学に専攻科幼児教育専攻を置き、学生定員は次の通りとする。

専 攻 名	入学定員	総 定 員
幼 児 教 育 専 攻	20人	20人

- 2 専攻科の目的は、将来社会的有為な人物を養成するために、より高度な専門教育を行うことにある。
- 3 専攻科の修業年限は、1年とする。
- 4 専攻科の授業科目は、別表1の通りとし、専攻科課程修了に必要な単位数は、30単位以上とする。
- 5 専攻科所定の課程を修了したと認められた者には、修了証書を授与する。
- 6 専攻科に入学することのできる者は、短期大学の当該学科を卒業した者、又はそれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 7 専攻科の入学は、願書により選考の上許可する。その場合、選抜試験を課すことがある。
- 8 専攻科の学費は、別表2の通りとする。
- 9 専攻科の学生に関する前各号に定める以外の規定は、短期大学学生に関する規定を準用する。

第13章 公 開 講 座

(公 開 講 座)

第57条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第14章 学 則 の 変 更

(学則の変更)

第58条 本学則の変更については、教授会の3分の2以上の同意を得た後、理事会においてこれを決定する。

附 則

1. 本学則は昭和49年4月1日から施行する。
2. 本学則は昭和50年4月1日から施行する。
3. 本学則は昭和51年4月1日から施行する。
4. 本学則は昭和55年4月1日から施行する。

5. 本学則は昭和57年4月1日から施行する。
6. 本学則は昭和58年4月1日から施行する。
7. 本学則は昭和59年4月1日から施行する。
8. 本学則は昭和60年4月1日から施行する。
9. 本学則は昭和61年4月1日から施行する。
10. 第2条に規定する学生定員は、平成11年度までの間は次の通りとする。

学部学科等	年度	昭和61年度		昭和62年度 ～平成11年度		平成12年度	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
英 語 科		100人	150人	100人	200人	50人	150人
経 営 科		200人	300人	200人	400人	100人	300人
幼児教育科第一部		100人	200人	100人	200人	100人	200人
幼児教育科第二部		100人	300人	50人	150人	50人	150人

11. 本学則は昭和62年4月1日から施行する。
12. 本学則は昭和63年4月1日から施行する。
13. 本学則は平成2年4月1日から施行する。
14. 本学則は平成3年4月1日から施行する。
15. 本学則は平成4年4月1日から施行する。
16. 本学則は平成5年4月1日から施行する。但し、第43条及び第44条に新たに定める学費及び入学検定料、並びに別表に定める教育課程については、平成5年度入学生から適用する。
17. 本学則は平成6年4月1日から施行する。
18. 本学則は平成8年4月1日から施行する。
19. 本学則は平成9年4月1日から施行する。
20. 本学則は平成10年4月1日から施行する。
21. 第3条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は次の通りとし、平成12年4月1日から施行する。

学部学科等	年度	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
英 語 科		95人	195人	90人	185人	85人	175人
経 営 科		190人	390人	180人	370人	170人	350人
幼児教育科第一部		100人	200人	100人	200人	100人	200人
幼児教育科第二部		50人	150人	50人	150人	50人	150人

学部学科等	年度	平成15年度		平成16年度	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員
英 語 科		80人	165人	70人	155人
経 営 科		160人	330人	150人	310人
幼児教育科第一部		100人	200人	100人	200人
幼児教育科第二部		50人	150人	50人	150人

22. 本学則は平成12年4月1日から施行する。

以 上

§ 5 授業・休講・補講等

1. 授業について

〔1〕授業時間（1コマ、90分授業）

英語科・幼児教育科・経営科・専攻科	
1 時 限 目	9:00～10:30
2 時 限 目	10:40～12:10
3 時 限 目	13:05～14:35
4 時 限 目	14:45～16:15
5 時 限 目	16:25～17:55
6 時 限 目 (※補講時間)	17:55～19:25

幼 児 教 育 科 第 二 部	
1 時 限 目	17:55～19:25
2 時 限 目	19:30～21:00

〔2〕授業の受講について

- ①学年の初めに決められた手続きを行い、履修登録をした科目のみ授業が受けられる。
- ②授業時間数の3分の2以上出席しないと評価の対象とならないので必ず授業には出席すること。

〔3〕集中講義について

- ①集中講義期間又は土曜日、その他決められた日時の全日程に出席しなければならない。

2. 休講について

- ①担当教員の病気、学会出席、学校行事、その他の理由により授業が休講となることがあるので、休講の掲示を確認すること。
- ②休講についての電話での問い合わせは一切応じていないため、登学し掲示等で確認すること。
- ③休講掲示がなく、授業開始から30分を過ぎても担当教員が出講しない時は、教務課に申し出て指示を受けること。
- ④交通ストでの休講…「§ 1 学生生活に必要な心得」参照のこと。

3. 補講について

- ①休講となった場合は、日時を決め補講を実施する。但し、学内行事等によって休講となった場合は行わないこともある。
- ②補講日時については、掲示で確認すること。
- ③電話での問い合わせは、一切応じていない。
- ④補講は次のような日に実施する。
 - 補講日（土曜日）
 - 補講期間
 - ※6時限目（一部生）
 - 集中講義期間
 - その他決められた日時

§ 6 単位の認定とその方法

1. 単位について

〔1〕単位の意味

各授業科目の単位数は、その科目の授業内容によって本学が定めることになっている。1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって、構成することを標準とすることが法令で定められている。これは授業時間と授業時間外に必要な学修を考えた上でのものである。

現在、45分を1時間として90分の授業を2時間の授業として取り扱うことが認められている。本学では1コマ、90分（2時間）で授業を行っている。それを本学則第24条により単位を計算すると次のようになる。

注 ①45時間（45h）を1単位として計算

②1コマ90分（45分+45分）授業を2時間（2h）として計算

	週1回の授業	授業時間	学生の授業時間外の学修時間	修得のために必要な時間
講義科目	半期科目 2単位 (15週の場合)	30時間 15週×2h(90分)	+ 60時間 15週×4時間	週1回の授業 に対し4時間 の授業時間外 の学修が必要 = 90時間 45h×2単位
	通年科目 4単位 (30週の場合)	60時間 30週×2h(90分)	+ 120時間 30週×4時間	= 180時間 45h×4単位
演習科目	半期科目 1単位 (15週の場合)	30時間 15週×2h(90分)	+ 15時間 15週×1時間	週1回の授業 に対し1時間 の授業時間外 の学修が必要 = 45時間 45h×1単位
	通年科目 2単位 (30週の場合)	60時間 30週×2h(90分)	+ 30時間 30週×1時間	= 90時間 45h×2単位
実験・実習及び 実技の科目	1単位	45時間 22.5週×2h(90分)	+ /	= 45時間 45h×1単位

〔2〕単位の認定

授業科目修了の認定は筆記試験およびレポート評価、その他の方法によって行われる。

学業成績の評価は「秀・優・良・可・不可」とする。

	合 格				不 合 格
学 生 用 表 示	秀	優※①	良	可	不可
学外提出用表示	優		良	可	不可

所定の在学期間の修了時に、履修登録上の不備や出席日数不足、その他の理由により受験資格を失った場合（§6 2-〔2〕試験の受験資格 参照）や必修科目が不合格となった場合等で卒業に要する単位に満たなかった者は、卒業は認定されず留年となるので注意すること。

〔 3 〕 卒業の認定

- (1) 学則第33条により卒業認定は、教授会の議を経て学長が行う。
- (2) 卒業者は準学士と称することができる。

2. 試験・レポート等について

〔 1 〕 試験の種類

種 類	内 容
定期試験	前期末試験（7月）と後期末試験（1月～2月）に行われる試験の事で、日程等は別に発表する。
追試験	<p>①やむを得ない事由により定期試験を受けられなかった者に対して行われる試験の事でやむを得ない事由を証明する書類を提出すること。</p> <p>②やむを得ないことを証明する内容の中に『欠席日』が記入されていること。</p> <p>③<u>追試験願書（本学指定）及びやむを得ない事由を証明する書類と共に追試験料（証紙）を添えて申し込むこと。</u></p> <p>④追試験願書の提出は欠席した日から5日以内（祝祭日は除く）に教務課に提出し承認を得ること。</p> <p>⑤授業科目によっては、追試験が行われないものもある。</p> <p>⑥欠席事由証明書には次の様な場合がある。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>病気・ケガの場合……………医師の診断書<small>（発行日は別に診断内容の中に受診日が記載されていること）</small></p> <p>交通機関の遅延・停止の場合…遅延証明書・不通証明書</p> <p>その他やむを得ない理由……………欠席した証明書が出て、さらに教務課で承認</p> <p><small>〔就職試験・編入学試験(§1-1-(7)参照) 二親等までの忌引及び親族結婚式等〕</small> した場合</p> </div> <p>追試験の最高評価は「優」(「§6 1-〔2〕単位の認定 学生提出用表示※①」参照)で、追試験の追試験及び再試験は行わない。</p>
再試験	<p>①定期試験で不合格となった者に対して行われる。ただし、授業科目によっては再試験が行われないものもある。</p> <p>②再試験を希望する者は、<u>指定された期限内</u>に再試験願書に受験料を添えて、教務課に提出しなければならない。</p> <p>③再試験の合格評価は「可」で、再試験の追試験及び再試験は行わない。</p>

〔 2 〕 試験の受験資格（追試験・再試験の受験資格を含む）

- (1) 授業料を所定の期日までに完納しない者は試験を受けることはできない。
- (2) 履修登録をした科目以外は受験することはできない。
- (3) その科目の全授業時間中の3分の2以上出席していない場合は、その科目を受験することはできない。
 - ①全授業時間は、通年科目の場合1年間、半期科目の場合は前期または後期の期間中の授業時間の合計である。

- ② 3分の2以上の出席とは、不可抗力による欠席の可能性を考慮してのことであって、3分の1まで欠席してよいということではない。
- (4) 試験場において学生証を提示しない者、試験に30分以上遅刻した者は受験できない。
- (5) 履修登録を期日までに提出しなかった者及び、追試験・再試験の手続を期日までに行わなかった者は、何れも追試験・再試験の受験資格はない。

〔3〕受験の心得

- (1) 受験者は試験開始5分前には試験場の席について、試験監督者の指示に従うこと。
- (2) 受験の際は必ず学生証を机の上に提示しなければならない。
万一学生証を携帯しなかった者は、試験開始前に学生課において交付料を添え、受験用仮学生証（有効期限交付当日のみ）の交付を受けること。
- (3) 氏名・学籍番号の記入のない答案は無効である。
- (4) 試験開始後、30分以上遅刻した者は受験できない。
- (5) 試験開始後、30分を経過しなければ退出することはできない。
- (6) テキスト・参考書・ノート類は閉じてバックの中に入れ、机の上には学生証及び筆記用具以外のものを置いてはならない。
ただし、特に許可された辞書・テキスト等の持ち込みが認められた場合は差し支えない。
- (7) 通念上、試験中に必要でないものを所持したり、使用したりしてはいけない。
- (8) 試験中、学生間で私語を交わしてはならない。やむを得ない時は、試験監督者を通じて行うこと。
- (9) 試験時間割と平常授業時間割とが一致するとは限らないので注意すること。
- (10) 試験時間割発表後に変更・訂正等があり得るので、受験前に再度確認すること。

〔4〕不正行為について

1. 不正行為とは以下の行為をいう。
- (1) 授業担当教員が持ち込み許可を与えた以外のものを試験中に使用すること。
又は、使用できる状態で所持すること。
- (2) 受験者間での私語。
- (3) 他受験者の答案を盗み見ること。
- (4) 試験の円滑な遂行の妨害。
- (5) その他通念上認められない方法により、試験において自己及び他受験者の利益を企てること。
2. 不正行為者に対しては以下の処分を行う。
- (1) 前期及び後期の該当期間の全科目失格又は当該科目の失格、その他。
- (2) 学則第55条による訓告、停学、退学処分。

〔5〕レポート（作品）等について

- (1) レポートは通常の授業の一環として課すものと、定期試験に関わるものがある。
- (2) レポートは授業や試験に準ずるもので、独力で作成しなければならない。
- (3) 定期試験に関わるレポートの提出資格は〔2〕「試験の受験資格」と同様とする。
- (4) レポートには必ず教務課にある所定の表紙を付け、科目名・課題・学科・学籍番号・氏名等

を黒又は青のペンかボールペンで明記すること。

なお、レポートの表紙は事前に準備しておくこと。

英語科（ブルー）、経営科（イエロー）、幼教科・幼二部・幼専攻（ピンク）

- (5) レポートは必ずホッチキスまたは、紐で綴じた完全なものを本人が提出すること。
クリップやセロテープは使用しないこと。
- (6) レポートは直接授業科目担当教員に提出するものと、教務課に提出するものがある。
- (7) 教務課提出の場合は、レポート提出届にある「学生控」の半券を受け取り、評価が出るまで保管しておくこと。
- (8) レポートの提出期日および時間は厳守すること。

第一部（昼間部） 英語科・幼児教育科・経営科・専攻科	第二部（夜間部） 幼児教育科第二部
教務課提出で特別指示のない場合は… 提出期限日の午後 1 時05分までに提出	二部事務局提出で特別指示のない場合は… 提出期限日の午後 7 時30分までに提出

※ 期限後はこれを受理しない。

- (9) 提出期限日の当日は大変混雑するため、日にちに余裕をもって提出すること。
- (10) 提出したものの変更・追加・訂正は認めない。
- (11) レポートは特に担当教員から指示がなければ、黒又は青のペンかボールペンで書くのが望ましい。
- (12) 担当教員から特に指示のない場合は、本学指定の白鷗のレポート用紙及び原稿用紙（400字詰）を使用すること。

§ 7 教育職員免許状及び保育士資格等の取得について

00年度生

英語科

1. 教育職員免許状とは

- ① 本学の英語科では「中学校教諭 2種免許状 外国語（英語）」の教職免許状を取得できる。
- ② 教育職員免許状は、教育職員免許法によって定められている免許状で、文部省の管轄となっているものである。
- ③ 教職免許状を取得するためには、一定の科目群について決められた単位を取得するとともに、介護等の体験を修了し^{*} 栃木県教育委員会に申請すると、卒業時に「中学校教諭 2種免許状 外国語（英語）」が同教育委員会より授与される。（※本学一括申請の場合）

2. 教職免許状取得のためのカリキュラム

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則改正により本学では平成12年4月入学者より **別表A** のカリキュラムとなる。

別表A の「A-1、A-2、A-3、A-4」のように細かい項目に分けられ、それぞれ取得単位が決められているので、これらが不足する項目があると卒業単位の合計が充足されていても資格は与えられない。

英語科の場合、教科に関する科目は卒業のために必要な専門科目に組み込まれているが、教職に関する科目は卒業のために必要な単位とは別に教職必修科目として修得しなければならない。

英語科に在籍して教員免許状を取得するためには、卒業に必要な単位の他に、教職に関する単位数を取得しなければならない。

3. 介護等の体験について（平成10年4月1日施行）＜98年度生より適用＞

教育職員免許法の特例等に関する法律が公布され、平成10年4月1日より小学校及び中学校の教諭の普通免許状を授与するためには、障害者・高齢者等に対する介護・介助・これらの者との交流等の体験（以下「介護等の体験」）を要件とすることとなった。

- ① 本学英語科の学生で中学校教諭 2種免許状の取得希望者は、介護等の体験を行う。
- ② 介護等の体験が行えるのは、18歳に達した者。
- ③ 介護等の体験の期間は7日間（以上）行う。実施施設については④を参照のこと。
- ④ 7日間（以上）の内訳は次の通り。

受入施設と実施の内訳

- ・ 社会福祉施設等…… 5日間（以上）
〔知的障害児施設・知的障害者更生施設・特別養護老人ホーム等の受入施設をいう。栃木県では、栃木県社会福祉協議会に本学で申請して、受入施設が決まる。〕
- ・ 特殊教育諸学校…… 2日間（以上）

〔盲学校・聾学校・養護学校等の受入学校をいう。栃木県では、栃木県教育委員会に本学で申請して、受入学校が決まる。〕

- ⑤実施日は本学が申請し、許可の出た期間の中で長期休業期間や土日祝日を使い、連続あるいは何回かに分けて行う。
- ⑥受入施設は2カ所以上で行っても構わないが、1日単位で実施する。
- ⑦介護等の体験を7日間（以上）行った証明が免許申請に必要なため、実施毎に受入施設で指定の証明書用紙に証明を受ける。
- ⑧本学で行う介護等の体験に関する事前指導やガイダンスに必ず出席しなければならない。
- ⑨介護等の体験に関わる諸経費は自己負担となる。

4. 教育実習について

教育職員免許法には教職に関する科目として教育実習の単位数が定められている。

		実習の種類	単位数	実習先	日数		備考
英語科	中学校教諭 2種免許状	教育実習	4単位	中学校	4週間	必修	※
		教育実習の事前・事後指導	1単位	学内で実施	通年科目で実施	必修	

- 中学校教諭2種免許状の「教育実習」の中には「介護等の体験」は含まれていない
- ※は両方を履修し、修得しなければ評価の対象にならない

実習についての注意事項

- ①教育実習は、実習先の中学校にお願いして指導して頂くものである。従って、実習生は実習先に迷惑をかけないように心がけるとともに、学生の名に恥じない態度が望まれる。
- ②実習先で事故や障害等の問題を起さないよう実習前の「教育実習の事前指導」及び「実習ガイダンス」に必ず出席しなければならない。
- ③実習の事前指導や実習ガイダンスを受け、十分な準備をすませた後、実習に入ること。
- ④実習先は本人の希望を中心に、受入れ先の希望や他の養成校等との申し合わせ、行政機関との折衝等いろいろな要素によって決められる。従って、個人的な希望と異なる実習先が割り当てられても、決定に従う心構えが必要である。
- ⑤英語科の教育実習は、中学校教諭を志す者が行うべきであるため、始めからその意志の無いものは、安易に履修しないこと。

自己の履修計画は以上のことを充分考慮して決め、一旦計画を決めたならば強い意志をもって最後までやりとげることが大切である。

別表A

中学校教諭 2種免許状 外国語(英語)関係科目区分表 (平成12年度入学者)

00年度生用

(平成12年4月より変更)

基礎資格	2種	準学士の称号を有すること(大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者)
介 護 等 の 体 験 修 了 者		

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設授業科目					履修年次
科目区分	単位	授 業 科 目	単 位 数				
			必 修	選 択 必 修	選 択		
A-1 免許法施行規則 第66条第5に定める科目	日本国憲法	2	日 本 の 憲 法	半2			入学年度の「授業科目表」(英語科)を参照のこと
	体 育	2	ス ポー ツ と 健 康	通2			
	外 国 語 コミュニケーション	2	Oral English I Oral English II Oral English III	通2 通2 通2			
	情報機器の操作	2	コンピュータ実習	通2			
	小 計	8 単位		12 単位			
A-2 教 科 目 に 関 係 する 科 目	英 語 学	各区分それぞれ1単位以上計10単位以上修得すること	Reading I Reading II 実 用 英 文 法 英 文 の 構 造 英 語 の 音 声 英語の体系と歴史 ことばとコミュニケーション メディアの英語 翻訳の技術 Vocabulary Building I Vocabulary Building II	通4 通2 通2 通2	通2 通2 通2	通2 通2 通2 通2	入学年度の「授業科目表」(英語科)を参照のこと
			イギリスの文学と歴史I イギリスの文学と歴史II アメリカの文学と歴史I アメリカの文学と歴史II			半2 半2 半2 半2	
			英語児童文学 英語文学			半2 半2	
	Oral English IV Oral English V Oral English VI 英語表現法I 英語表現法II TOEICの英語 英検の英語I 英検の英語II Audio Visual Communication 通 訳 の 英 語 Public Speaking		通2 通2	通2 通2	通2 通2 通2 通2		
	異文化間コミュニケーション			通2	通2 通4 通2		
	外 国 事 情 国 際 関 係 論		1 科 目 以 上 選 択		半2 通4		
小 計	10 単位以上						

別表A (00年度生用)

教育職員免許法施行規則に定める科目区分				左記に対応する本学開設授業科目			履修 年次
科目区分	各科目に含まれる必要事項	単位	授 業 科 目	単 位 数			
				必修	選択 必修	選択	
A-3 教 職 に 関 る 科 目	① 教職の意義等に関する科目	・ 教職の意義及び教員の役割 ・ 教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・ 進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教 職 概 論	半2		
	② ③ ④ 教育の基礎理論に関する科目	② 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4	教 育 原 理 (⑤教育課程の意義を含む)	半2		
		③ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		教 育 心 理 学	半2		
		④ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教 育 社 会 学	半2		
	⑤ ⑥ ⑦ ⑧ 教育課程及び指導法に関する科目	⑤ 教育課程の意義及び編成の方法	4	(②の「教育原理」科目を含む)			
		⑥ 各教科の指導法		英 語 科 教 育 法 I 英 語 科 教 育 法 II 英 語 科 教 育 法 III	半1 半1 半1		
		⑦ 道徳の指導法 特別活動の指導法		道徳教育・ 特別活動の研究	半2		
		⑧ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		視 聴 覚 教 育	半2		
	⑨ ⑩ 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	⑨ 生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	4	学 校 生 活 指 導 法	半2		
		⑩ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教 育 相 談	半2		
	⑪ 総合演習	⑪ 総合演習	2	総 合 演 習	通2		
	⑫ 教育実習	⑫ 教育実習	5	教 育 実 習 (教育実習の事前・事後指導 含む)を修得すること	実4 通1		
小 計			21 単位	26 単位	A-4の「教科又は教職に関する科目」*4単位を含む		
A-4 教科又は教職に関する科目	教科又は教職に関する科目		*4 単位以上	本学では「教科に関する科目」「教職に関する科目」のうち免許法で定める最低修得単位を超えて修得した単位を当てる			

00年度の「授業科目表」(英語科)を参照のこと

00年度生

幼児教育科・幼児教育科第二部

I. 教育職員免許状について

1. 教育職員免許状とは

- ①本学の幼児教育科（幼児教育科第二部を含む）では「幼稚園教諭2種免許状」の教職免許状を取得できる。
- ②教育職員免許状は、教育職員免許法によって定められている免許で、文部省の管轄となっているものである。
- ③教職免許状を取得するためには一定の科目群について決められた単位を取得することが必要で、これを修得し^{*} 栃木県教育委員会に申請したのものには卒業時に「幼稚園教諭2種免許状」が同教育委員会より授与される。（※本学一括申請の場合）

2. 教科・教職科目と単位について

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正により本学では平成12年4月入学者より別表Bのカリキュラムとなる。

別表Bの「B-1、B-2、B-3」のように細かい項目に分けられ、それぞれ取得単位が決められているので、これらが不足する項目があると卒業単位の合計が充足されていても資格は与えられない。

3. 免許取得後の単位補充について

昭和63年の教育職員免許法の改正で、教育免許状は一種免許状が標準的資格であるという位置付けがなされ、二種免許状を取得したものは一種免許状を取得するよう努力しなければならない。

二種免許状取得者が一種免許状を取得する場合、補充しなければならない単位数は在職年数5年で45単位である。その後、1年を経過する毎に5単位ずつ減ってゆく。

教職者として12年経過すると補充すべき単位数は10単位まで減少するが、それ以上は減少しない。

一方、単位補充の学習等を行わず、そのまま放置して15年を過ぎると、補充しなければならない単位数は再び45単位にもどってしまうので注意を要する。

但し、補充すべき単位数の45単位のうち、10単位は年数による単位の逓減があるにもかかわらず、大学で修得しなければならないことになっており、その内容は「教科に関する科目5単位・教職に関する科目5単位」と定められている。

II. 保育士資格について

1. 保育士資格とは

- ①保育士とは児童福祉施設において児童の保育に従事する者のことで、児童福祉施設には保育所、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等がある。
- ②本学では、幼児教育科（幼児教育科第二部を含む）では幼稚園教諭2種教職免許状と同様保育士資格も取得することができる。

- ③「保育士資格」は児童福祉法によって定められている資格で、厚生省の所管となっている。
- ④本学は厚生大臣により保育士養成校として指定を受けているので、本学で所定の科目を修得すれば卒業と同時に本学の大学長名で資格が与えられる。
- ⑤保育士となるための履修科目と修得しなければならない単位数は児童福祉法施行規則によって定められており、教職免許状の科目とは一部共通しているものの、殆どが別に設けられているため履修すべき単位は増加することになる。(Ⅲ. 教職免許状と保育士資格との関係について) 参照)

2. 保育士資格関係科目の区分について

- ① **別表C** の「C-1、C-2、C-3」を参照のこと。

Ⅲ. 教育職員免許状と保育士資格との関係について

1. 幼児教育科・幼児教育科第二部のカリキュラムと教育職員免許状と保育士資格との関係について

幼児教育科・幼児教育科第二部の場合、幼稚園教諭2種免許状の取得が卒業要件となっているため、卒業に必要な単位を取得すれば免許状の取得ができる。しかし、保育士資格については幼稚園教諭免許状のカリキュラムの他に児童福祉法に定められた科目を修得しなければならない。

次の表は幼児教育科・幼児教育科第二部の免許状または資格の取得との関係を示したものである。

00年度生	卒業に必要な単位(a)		合 計
	幼稚園教諭2種のみ を取得して卒業する者	62単位以上 (共通科目・教科・教職に関する科目を含む)	
00年度生	卒業に必要な単位(a)		合 計
	幼稚園教諭2種および保育士 資格を取得して卒業する者	62単位以上	26単位以上
	保育士資格のみの単位	保育士必修+選択 75単位以上	75単位以上

2. 教育実習・保育実習について

(1)実習の種類等

教育職員免許法には教職に関する科目として教育実習の単位数が定められている。

保育士資格では修業教科目の中に保育実習として単位数が記されている。

		実 習 の 種 類	単位数	実 習 先	日 数	備考		
幼児教育科 幼児教育科 第二部	幼稚園教諭 2種免許状	教 育 実 習	4単位	幼 稚 園	4 週 間	必修	※1	
		教育実習の事前・事後指導	1単位	学内で実施		必修		
	保育士資格	保育実習	保育実習Ⅰ	4単位	保育所(園) 施 設	10日間 } 20日間 10日間 }	必修	※2
			保育実習の 事前・事後指導	1単位	学内で実施		必修	
			保育実習Ⅱ	2単位	保育所(園)	10日 間	選択	
			保育実習Ⅲ	2単位	施 設	10日 間		

- ※1は両方を履修し、修得しなければ評価の対象にならない。
- ※2は両方を履修し、修得しなければ評価の対象にならない。
- 「保育実習Ⅰ」の施設での実習は実習期間中、原則として施設内での宿泊実習となる
- 「保育実習Ⅱ」は、保育実習Ⅰの保育所（園）実習よりさらに実践的な実習となる
- 「保育実習Ⅲ」は、保育実習Ⅰの施設実習よりさらに実践的な実習となる

(2)実習についての注意事項

- ①教育実習・保育実習は、実習先の幼稚園・保育所・施設等において指導して頂くものである。従って、実習生は実習先に迷惑をかけないように心がけるとともに、学生の名に恥じない態度が望まれる。
- ②実習先で事故や障害等の問題を起さないよう実習前の「実習の事前・事後指導」及び「実習ガイダンス」に必ず出席しなければならない。
- ③実習の事前指導や実習ガイダンスを受け、十分な準備をすませた後、実習に入ること。
- ④実習先は本人の希望を中心に、受入れ先の希望や他の養成校等との申し合わせ、行政機関との折衝等いろいろな要素によって決められる。従って、個人的な希望と異なる実習先が割り当てられても、決定に従う心構えが必要である。
- ⑤幼児教育科の教育実習は幼稚園教諭を志す者が行い、保育実習は保育士を志す者が行うべきである。従って、始めからその意志の無いものは、履修登録の際に教務課に申し出て指示を受けること。
- ⑥幼児教育科及び幼二部の実習では、「教育実習の事前・事後指導」「保育実習の事前・事後指導」や「実習ガイダンス（おもちゃライブラリー実習を含む）」を必ず受講することが必要となる。

自己の履修計画は以上のことを充分考慮して決め、一旦計画を決めたならば強い意志をもって最後までやりとげることが大切である。

IV. 社会福祉主事（任用資格）

1. 社会福祉主事の職務は、都道府県・市及び町村に設置する福祉に関する事務所において、種々の福祉法に定めるところの措置に関する事務を行う。[社会福祉事業法第17条]
2. 身分的には地方公共団体の事務吏員又は、技術吏員となる。
3. 社会福祉主事は(1)～(3)の要件をすべて満たした者に適用される資格となる。[社会福祉事業法第18条]
 - (1)年齢20才以上の者
 - (2)人格が高潔で思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意がある者
 - (3)次の①～③のいずれかに該当する者（本学では①に該当する）
 - ①厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（「4」参照）
 - ②厚生大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
 - ③厚生大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
4. 厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目とそれに対応する本学開設の科目は次の通りである。その中から3科目以上修めて卒業することが要件の一つとなる。

社会福祉主事の設置に関する法律の規定による社会福祉に関する科目	左記に対応する 本学開設科目	幼 免	保 育 士	幼 保 育 免 士	社会福祉主事の設置に関する法律の規定による社会福祉に関する科目	左記に対応する 本学開設科目	幼 免	保 育 士	幼 保 育 免 士
社会福祉概論	福祉とボランティア 社会福祉Ⅰ	○	△	△	経済学	経済学	○	△	△
社会福祉事業史					心理学	心理学Ⅰ 心理学Ⅱ	○	△	△
社会福祉事業方法論	社会福祉Ⅱ	○	◎	◎	社会学	社会学	○	△	△
社会調査統計					社会政策				
社会福祉施設経営論	養護原理Ⅰ 養護原理Ⅱ 養護内容	○	◎	◎	経済政策				
社会福祉行政					社会保障論				
公的扶助論					教育学	生涯発達と教育	○	△	△
児童福祉論	児童福祉Ⅰ 児童福祉Ⅱ	◎	◎	◎	刑事政策				
保育理論	保育原理Ⅰ 保育原理Ⅱ	◎	◎	◎	犯罪学				
身体障害者福祉論					倫理学	哲学	○	△	△
精神薄弱者福祉論					生理衛生学				
老人福祉論					公衆衛生学	保健衛生学	○	○	○
医療社会事業論					精神衛生学	こころの健康 精神保健 臨床心理学	○	△	△
地域福祉論					医学知識	小児保健ⅠA 小児保健ⅠB 小児保健Ⅱ	◎	◎	◎
協同組合論					看護学				
法学	法学 日本の憲法	○	△	△	栄養学	小児栄養	○	◎	◎

(注) ◎必修科目で3科目以上修得可能

- 保育士資格取得者は社会福祉に関する指定科目の3科目以上は、本学の幼児教育科及び同第二部の必修科目の中で修得できる。
- 「1」等の職務に就くため「3.(3)-①」の要件が満たされた者であることの証明「社会福祉主事任用有資格証明書」が必要となった場合は、教務課に申し出て交付を受けることができる。

別表B

幼稚園教諭2種免許状関係科目区分（平成12年度入学者）

00年度生用

（平成12年4月より変更）

基礎資格	2種	準学士の称号を有すること。 （大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者）
------	----	---

教育職員免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する本学開設授業科目				履修年次
科目区分	単位	授業科目	単位数				
			必修	選択必修	選択		
B-1 免許法施行規則 第66条第5に定める科目	日本国憲法	2	日本の憲法	半2			入学年度の「授業科目表」(幼児教育科・幼児教育科第二部)を参照のこと
	体育	2	スポーツと健康	通2			
	外国語コミュニケーション	2	英会話	通2			
	情報機器の操作	2	コンピュータ実習	通2			
	小計	8 単位		8 単位			
B-2 教科 に 関 する 科 目	国語	4	児童文学 国語表現法			半2 半2	入学年度の「授業科目表」(幼児教育科・幼児教育科第二部)を参照のこと
	数学						
	生活						
	音楽		音楽Ⅰ(ソルフェージュ) 音楽Ⅱ(器楽) リトミック	通2 2通2 [注a]		半1	
	図画工作		造形Ⅰ 造形Ⅱ 造形教材研究	通2		通2 半1	
	体育		体育	半2			
	国語、数学、生活、音楽、図画工作及び体育に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これらに準ずる科目						
小計	4 単位以上		8単位以上				

[注a]「音楽Ⅱ(器楽)」の『2通2』は2年間で2単位。

別表B（00年度生用）

教育職員免許法施行規則に定める科目区分			左記に対応する本学開設授業科目				履修年次			
科目区分	各科目に含まれる必要事項	単位	授 業 科 目	単 位 数						
				必修	選択必修	選択				
B-3 教 職 に 関 す る 科 目	教職の意義等に関する科目	a	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教 職 入 門 セ ミ ナ ー	半2			00年度の「授業科目表」(幼児教育科・幼児教育科第二部)を参照のこと。	
	教育の基礎理論に関する科目	b	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4	教 育 原 理 (e教育課程の意義を含む)	半2				
		c	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		発 達 心 理 学	半2		半2		
		d	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		比 較 保 育 論 教 育 社 会 学	半2		半2		
	教育課程及び指導法に関する科目	e	・教育課程の意義及び編成の方法	12	(bの「教育原理」科目を含む)					
		f	・保育内容の指導法		保 育 内 容 (人 間 関 係) 保 育 内 容 (環 境) 保 育 内 容 (健 康) 保 育 内 容 (言 葉) 保 育 内 容 (表 現 [音 楽 指 導]) 保 育 内 容 (表 現 [美 術 指 導]) 保 育 内 容 指 導 法	半1 半1 通2 半1 通2 通2 通2				
		g	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		視 聴 覚 教 育 保 育 方 法 研 究	択 以 1 必 上 科 修 選 目		半2 半2		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	h	・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	教 育 相 談	半2				
	総合演習	i	総 合 演 習	2	総 合 演 習	通2				
	教育実習	j	教 育 実 習	5	教 育 実 習 (教育実習の事前・事後指導(合わせて修得すること))	実4 1				
小	計	27 単位以上								

別表C

保育士資格関係科目区分表（平成12年度）

幼児教育科（00年度生）、幼児教育科第二部（00年度生）

（平成12年4月1日から適用）

C1	改正告示(平成3年厚生省告示第121号)による基礎科目			左記に対応する本学開設科目 (本学で保育士必修科目として 申請しているもの)	単 位
	系列	教 科 目	単 位 数		
基 礎 科 目	外 国 語、体 育 以 外 の 科 目	8 以 上	日 本 の 憲 法	2	
			コ ン ピ ュ ー タ 実 習	2	
	外 国 語	講 義 1 実 技 1	生 物 と 環 境	2	
			比 較 保 育 論	2	
英 会 話		通 2			
ス ポ ー ツ と 健 康		通 2			
計		10単位以上		12単位	
C2	改正告示(平成3年厚生省告示第121号)別表第1による教科目			左記に対応する本学開設科目 (本学で保育士必修科目として 申請しているもの)	単 位
	系列	教 科 目	単 位 数		
理 解 に 関 す る 科 目 保 育 の 本 質 ・ 目 的 の	社 会 福 祉 I	2	社 会 福 祉 I	2	
	社 会 福 祉 II	2	社 会 福 祉 II	2	
	児 童 福 祉	2	児 童 福 祉 I	2	
	保 育 原 理	4	保 育 原 理 I	通 4	
	養 護 原 理	2	養 護 原 理 I	2	
	教 育 原 理	2	教 育 原 理	2	
理 解 に 関 す る 科 目 保 育 の 対 象 の	発 達 心 理 学	2	発 達 心 理 学	2	
	教 育 心 理 学	2	教 育 心 理 学	2	
	小 児 保 健	講 義 5 実 習	小 児 保 健 I A	2	
			小 児 保 健 I B	2	
	小 児 栄 養	講 義 3 実 習	小 児 保 健(実 習)	1	
			小 児 栄 養	2	
精 神 保 健	2	小 児 栄 養(実 習)	1		
精 神 保 健	2	精 神 保 健	2		
理 解 に 関 す る 科 目 保 育 の 内 容 ・ 方 法	保 育 内 容	6	保 育 課 程 総 論	2	
			保 育 内 容 (人 間 関 係)	1	
保 育 内 容 (環 境)			1		
保 育 内 容 (健 康)			通 2		
保 育 内 容 (言 葉)			1		
保 育 内 容 (表 現 [音 楽 指 導])			通 2		
保 育 内 容 (表 現 [美 術 指 導])	通 2				
乳 児 保 育	2	乳 児 保 育 I	2		
基 礎 技 能	基 礎 技 能	6	音 楽 II (器 楽)	2	
			音 造 形 I	通 2	
			体 育	2	

別表C

C-2	保育 実習	保育実習	5	(保育実習Ⅰ 保育実習の事前・事後指導 <small>(各科目で履修すること)</small>)	実 4 1	
	計		47単位		52単位	
C-3	(平成3年厚生省告示第121号) (平成3年7月5日付児発第620号) 別表第2による選択必修科目			左記に対応する本学開設科目 (本学で保育士選択必修科目として 申請しているもの)	単 位	
	系列	教科目	単位数			
	目的の理解に 関する科目	保育の本質・ 養護の理解	保育原理Ⅱ	5科目以上 11単位以上	保育原理Ⅱ	2
			養護原理Ⅱ		養護原理Ⅱ	2
			児童福祉Ⅱ		児童福祉Ⅱ	2
	保育の対象の理 解に関する科目		発達心理学Ⅱ		発達心理学Ⅱ	2
			発達心理学Ⅲ		青年心理学	2
			臨床心理学		臨床心理学	2
			小児保健Ⅱ		小児保健Ⅱ	2
	保育の内容・方法の 理解に関する科目		保育内容Ⅱ		保育方法研究 保育内容指導法	通 2 2
			養護内容		養護内容	2
			乳児保育Ⅱ		乳児保育Ⅱ	2
			障害児保育		障害児保育	2
		児童文化	児童文化		2	
		家庭管理	家庭管理		2	
基礎 技能	基礎技能Ⅱ		音楽Ⅰ(ソルフェージュ)	通 2		
			音楽ⅡB(器楽) <small>(二部生対象)</small>	通 1		
			音楽ⅢA(総合実技)	1		
			音楽ⅢB(総合実技)	1		
			リトミックⅡ	通 2		
			造形教材研究	1		
			保健衛生学	2		
保育 実習		保育実習Ⅱ	保育実習Ⅱ(保育所)	実 2		
		保育実習Ⅲ	保育実習Ⅲ(施設)	実 2		
計		5科目以上11単位以上	5科目以上	11単位以上		
合 計 (C-1、C-2、C-3の合計)			68単位以上 (C-3は5科目以上11単位以上)			

§ 8 00年度生卒業単位区分表

〔英語科〕

00年度生		英 語 科		英語科（教職取得希望者）	
共通科目		8単位以上		8単位以上 「日本の憲法(2単位)」「スポーツと健康(2単位)」「コンピュータ実習(2単位)」必修を含む	
小 計		8単位以上		8単位以上	
専門教育科目	必修	24単位		24単位	
	必修 選択 選択	6単位以上	合わせて 30単位以上	6単位以上	合わせて 22単位以上
小 計		54単位以上		46単位以上	
教職に関する科目				26単位以上	
卒業単位数		62単位以上		80単位以上	

別表A
関係科目区分表
の「A-1」「A-2」参照別表A
関係科目区分表の
「A-3」「A-4」参照

〔幼児教育科・幼児教育科第二部〕

00年度生	幼 児 教 育 科（一部・二部）			
	幼 免	保育士資格	幼免+保育士資格	
共通科目	10単位以上 「日本の憲法(2単位)」「コンピュータ実習(2単位)」「生物と環境(2単位)」 } 必修を含む 「英会話(2単位)」「スポーツと健康(2単位)」			
小 計	10単位以上	10単位以上	10単位以上	
専門教育科目	必修	44単位	54単位	69単位
	必修 選択	2単位 (※①)	—	2単位 (※①)
選択	6単位以上	11単位以上 5科目以上	7単位以上 3科目以上	
小 計	52単位以上	65単位以上	78単位以上	
卒業単位数	62単位以上	75単位以上	88単位以上	

〔経営科〕

00年度生		経 営 科	
共通科目	必修	10単位	
	選択	2 単位以上	
小 計		12単位以上	
専門教育 科 目	必修基礎	9 単位	
	選択必修 A	14単位以上	
	選択必修 B	8 単位以上 (同じ分野で 8 単位以上を取得)	合わせて 27単位以上 (必修1単位) を含む)
	発展科目	1 単位	
小 計		50単位以上	
卒業単位数		62単位以上	

〔専攻科〕

§ 12 専攻科 参照

I. 共通科目 (00年度生)

II. 英語科 III. 幼児教育科・幼児教育科第二部 IV. 経営科

区分	授業科目名	単位	英語科			幼児教育科・幼児教育科第二部				経営科			
			必修	選択	履修年次	幼 免	保 育 士	幼 保 育 免 士	履修年次		必修	選択	履修年次
									一部	二部			
共 通	哲学	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
	歴史との対話	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
	ことばの世界・文学の世界	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
	国語表現法	半2	○		2	専門教育科目参照						○	2
	児童文学	半2	○		2	専門教育科目参照						○	2
	生涯発達と教育	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
	心理学Ⅰ	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	1・2・3	○	1・2	
	心理学Ⅱ	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	1・2・3	○	1・2	
	こころの健康	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
	福祉とボランティア	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	1・2・3	○	1・2	
女性学	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2		
造形文化論	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	1・2・3	○	1・2		
科 目	ヨーロッパの文化と音楽	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	- 1・2・3	○	1・2	
	西洋美術の旅	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
	外国事情	半2	専門教育科目参照			○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
	比較文化論	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
	地域研究Ⅰ	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
地域研究Ⅱ	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2		
目	日本の憲法	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1	
	社会	半2	※	○	1・2	◎	◎	◎	1	1	○	1・2	
	会社	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1	
	企業と社会学	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
	経済学	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1	
	家庭経済学	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
	秘書学Ⅰ	半2	○		1・2	○	△	△	①・2	●1・2・3	専門教育科目参照		
	秘書学Ⅱ	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	専門教育科目参照		
	都市システム論	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
	コンピュータ実習	通2	※	○	1・2	◎	◎	◎	1	1	-	-	
目	生活の中の科学	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
	統計	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1	
	生物と環境	半2	○		1・2	◎	◎	◎	1	1	○	1・2	
	生活の中の数学	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
	英会話	通2	-	-	-	◎	◎	◎	1	1	○	1	
	ドイツ語	通2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
	フランス語	通2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
	スペイン語	通2	○		1・2	○	△	△	1・2	- 1・2・3	○	1・2	
	中国語	通2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
	日本語(留学生対象)	通2	○		1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
目	英会話Ⅱ	通2	-	-	-	○	△	△	2	- 2・3	○	2	
	英文ワーキング	半1	-	-	-	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
	幼児・児童英語教育	通2	○		2	○	△	△	2	- 2・3	○	2	

I. 共通科目 (00年度生)

区分	授業科目名	単位	英語科			幼児教育科・幼児教育科第二部				経営科		
			必修	選択	履修年次	幼免	保育士	幼保免士	履修年次		必修	選択
						一部		二部				
共通科目	スポーツと健康	通2	※	○	1・2	◎	◎	◎	1	1	○	1・2
	Field Activity I	集1	○	○	1・2	○	△	△	1・2	1・2・3	○	1・2
	Field Activity II	集1	○	○	1・2	○	△	△	1・2	1・2・3	○	1・2
	テーマ講座	半2	○	○	1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2
共通科目取得単位			(教職なし) 8単位以上 (教職あり) 8単位以上 (※必修6単位含む)			10単位以上 (必修含む)				12単位以上		
専門教育科目取得単位			54単位以上 46単位以上			52単位以上 65単位以上 78単位以上				50単位以上		
教職・教科又は教職に関わる科目			— 26単位以上									
卒業必要単位			62単位以上 80単位以上			62単位以上 75単位以上 88単位以上				62単位以上		

* 随意科目(海外研修A)	随1	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
* 随意科目(海外研修B)	随2	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
* 随意科目(英語課外研修)	随1	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
* 随意科目 テーマ講座(人文学のすすめ)	随2	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
* 随意科目 テーマ講座(幼児の発達と環境)	随2	—	—	随意	2	2・3	—	—
* 随意科目 テーマ講座(伝承折り紙・創作折り紙)	随2	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
* 随意科目 テーマ講座(日商簿記検定3級)	随2	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
* 随意科目 テーマ講座(日商簿記検定2級)	随2	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
* 随意科目 テーマ講座(秘書検定2級)	随2	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
* 随意科目 テーマ講座(旅行地理検定BC級)	随2	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
* 随意科目 テーマ講座(日本語ワープロ検定)	随2	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
* 随意科目 テーマ講座(英文ワープロ検定CD級)	随2	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2

通…通年科目(1年を通して開講される科目)
 半…半期科目(前期あるいは後期に開講される科目)
 集…集中講義(集中講義期間あるいは宿泊等で開講される科目)
 随…随意科目(卒業必要単位には含まれない科目)

- (注) ①「1・2」「1・2・3」は1年次・2年次又は3年次のいずれかの配当年次で履修できる。
 ②「①・2」は「○」の年次で履修した方が望ましい。
 ③「スポーツと健康 2単位」の内訳は(講義1、実技1)となる。通年2単位で履修すること。
 ④「※」は英語科で教育職員免許状を取得する場合、必修科目となる。履修年次は原則として1年次とする。

- ⑤ 幼児教育科・同第二部の印について
「◎」…必修科目
「△」…卒業及び保育士資格取得に必要な単位数には含まれない科目。(但し、保育士資格取得希望の場合のみ)
- ⑥ 「テーマ講座」には次の講義が開講されている。
- ・人間学のすすめ
 - ・幼児の発達と環境（幼児教育科2年次対象）
 - ・伝承折り紙・創作折り紙
 - ・日商簿記検定3級
 - ・日商簿記検定2級
 - ・秘書検定2級
 - ・旅行地理検定BC級
 - ・日本語ワープロ検定
 - ・英文ワープロ検定CD級
- ⑦ 「*随意科目（海外研修A）」は異文化研修 } とし、卒業必要単位数には含まれない。
「*随意科目（海外研修B）」は語学研修 }
- ⑧ 幼二部生は「●」のついている一部の共通科目を3年間で4科目まで履修することができる。
- ・一部で開講している科目のうち、二部で開講していない科目とする。
 - ・今年度は「●」のついている科目とするが、休講・閉講となる場合もある。
 - ・履修配当年次での履修とする。
 - ・§14 授業科目の履修登録 1、〔3〕-(2) A参照。

II. 英語科専門教育科目(00年度生)

区 分	授 業 科 目 名	単 位	英 語 科			中2種免(英語)			履修年次	
			必 修	選 択 必 修	選 択	必 修	選 択 必 修	選 択		
専 門 教 育 科 目	英 語 学	ⓧReading I	通4	○			○			1
		◇Reading II	通2		○			○		2
		ⓧ実用英文法	通2	○			○			1
		◇英文の構造	通2		○			○		1・2
		ⓧ英語の音声	通2	○			○			1
		◇英語の体系と歴史	通2		○			○		2
		ことばとコミュニケーション	通2			○			○	2
		メディアの英語	通2			○			○	2
		翻訳の技術	通4			○			○	2
		Vocabulary Building I	半2			○			○	1
	Vocabulary Building II	半2			○			○	1・2	
	英米文学	イギリスの文学と歴史I	半2			○			○	1・2
		イギリスの文学と歴史II	半2			○			○	1・2
		アメリカの文学と歴史I	半2			○			○	1・2
		アメリカの文学と歴史II	半2			○			○	1・2
	英語児童文学	英語児童文学	半2			○			○	1・2
		英語文学	半2			○			○	1・2
外国語	コミュニケーション	ⓧOral English I	通2	○			○			1
		ⓧOral English II	通2	○			○			1
		ⓧOral English III	通2	○			○			1
英語	コミュニケーション	ⓧOral English IV	通2	○			○			2
		◇Oral English V	通2		○			○		2
		◇Oral English VI	通2		○			○		2
		ⓧ英語表現法 I	通2	○			○			1
		◇英語表現法 II	通2		○			○		2
		◇TOEICの英語	通2		○			○		1・2
		◇英検の英語 I	通2		○			○		1・2
		◇英検の英語 II	通2		○			○		1・2
		Audio Visual Communication	通2			○			○	2
		通訳の英語	通4			○			○	2
Public Speaking	通2			○			○	2		
比較文化 (外国事情を含む。)	◇異文化間コミュニケーション	通2		○			○		2	
	外国事情 国際関係論	半2 通4			○			○	1・2 2	
ゼミナール	ⓧ基礎ゼミナール	半2	○			○			1	
	ⓧゼミナール	通4	○			○			2	
実務英語	英文ワープロ I	半1			○			○	1・2	
	英文ワープロ II	半1			○			○	1・2	
	ビジネス英語	通4			○			○	1・2	

II. 英語科教職科目 (00年度生)

区 分	授 業 科 目 名	単 位	英 語 科			中2種免(英語)			履修年次
			必 修	選 択 必 修	選 択	必 修	選 択 必 修	選 択	
A-3 (中学校教諭一種免許状関係科目区分表参照) 教職に関する科目	① 教 職 概 論	半2	-	-	-	○			1
	② 教 育 原 理	半2	-	-	-	○			1
	③ 教 育 心 理 学	半2	-	-	-	○			1・2
	④ 教 育 社 会 学	半2	-	-	-	○			1・2
	⑤ (②の「教育原理」科目を含む)	-	-	-	-	-	-	-	-
	⑥ 英 語 科 教 育 法 I 英 語 科 教 育 法 II 英 語 科 教 育 法 III	半1	-	-	-	○			1
		半1	-	-	-	○			1
		半1	-	-	-	○			1
	⑦ 道徳教育・特別活動の研究	半2	-	-	-	○			1・2
	⑧ 視 聴 覚 教 育	半2	-	-	-	○			1・2
	⑨ 学 校 生 活 指 導 法	半2	-	-	-	○			2
	⑩ 教 育 相 談	半2	-	-	-	○			2
⑪ 総 合 演 習	通2	-	-	-	○			1	
⑫ (教 育 実 習 教育実習の事前・事後指導 (合わせて修得すること))	実4	-	-	-	○			2	
	通1	-	-	-	○			1・2	
平成12年度 〔履修の上限について〕 1年間で履修できる 単位数は原則として 次の通りとする。但 し、教職コースの場 合はこれに該当しな い。 1年次…45単位まで 2年次…45単位まで	専 門 必 修 単 位	24単位			24単位				
	専 門 選 択 必 修 単 位	6単位以上	合わせて 30 単位以上	6単位以上	合わせて 22 単位以上				
	専 門 選 択 単 位								
	専 門 教 育 科 目 合 計 単 位	54単位以上			46単位以上				
	共 通 科 目 単 位	8単位以上			8単位以上 (※必修6単位含む)				
	教 職 に 関 する 科 目 (A-3)	-			26単位以上				
	卒 業 必 要 単 位	62単位以上			80単位以上				

Ⅲ. 幼児教育科・幼児教育科第二部専門教育科目（00年度生）

区分	授業科目名	単位	幼児 免科目	保育士 科目	幼 保 免 科 目	履修年次			
						一部	二部		
専 門 教 育 科 目	国語	児童文学法	2	○	△	△	2	3	
		国語表現法	2	○	△	△	2	3	
	音楽	音楽Ⅰ(ソルフェージュ)	通2	◎	○	◎	1	1	
		音楽Ⅱ(器楽)	2通2	◎	◎	◎	1&2	1&2	
		リトミック	1	○	○	○	2	3	
	図画 工作	造形Ⅰ	通2	◎	◎	◎	1	1	
		造形Ⅱ	通2	○	○	○	2	3	
	B-2 体 育	造形教材研究	1	○	○	○	2	3	
		体育	2	◎	◎	◎	2	2	
	B-3 教 育 科 目 (幼稚園教諭一種免許状関係科目区分表参照)	a	教職入門セミナー	2	◎	△	◎	1	1
		b	教育原理	2	◎	◎	◎	1	2
		c	発達心理学	2	◎	◎	◎	1	1
			◆教育心理学	2	○	◎	◎	1	2
d		比較保育論	2	◎	◎	◎	2	2	
		教育社会学	2	○	△	△	2	2	
e		(bの「教育原理」科目に含む)	—	—	—	—	—	—	
f		保育内容(人間関係)	1	◎	◎	◎	2	2	
		保育内容(環境)	1	◎	◎	◎	1	3	
		保育内容(健康)	通2	◎	◎	◎	1	3	
	保育内容(言葉)	1	◎	◎	◎	1	2		
	保育内容(表現[音楽指導])	通2	◎	◎	◎	2	3		
	保育内容(表現[美術指導])	通2	◎	◎	◎	2	2		
g	保育内容指導法	通2	◎	○	◎	2	3		
	視聴覚教育 保育方法研究	2 2	選必◎ ※①◎	△ ○	選必△ ※①◎	2 2	3 3		
h	教育相談	2	◎	△	◎	2	2		
i	総合演習	通2	◎	△	◎	1	1		
j	〔教育実習 教育実習の事前・事後指導 (合わせて修得すること)〕	実4	◎	—	◎	1&2	1&2		
		1	◎	—	◎	1&2	1&2&3		

Ⅲ. 幼児教育科・幼児教育科第二部専門教育科目 (00年度生)

区分	授業科目名	単位	幼 免 科 目	保 育 士 科 目	幼 保 育 士 免 科 目	履修年次													
						一部	二部												
専 門 教 育 科 目	◆ 社会福祉 I	2	○	◎	◎	1	2												
	◆ 社会福祉 II	2	○	◎	◎	1	2												
	◆ 児童福祉 I	2	◎	◎	◎	1	2												
	◆ 児童福祉 II	2	◎	◎	◎	1	2												
	◆ 保育原理 I	通4	◎	◎	◎	1	1												
	◆ 保育原理 II	2	○	◎	◎	1	2												
	◆ 養護原理 I	2	○	◎	◎	1	2												
	◆ 養護原理 II	2	○	◎	◎	1	2												
	◆ 発達心理学 II	2	○	○	○	2	3												
	◆ 青年心理学	2	○	○	○	2	3												
	◆ 臨床心理学	2	○	○	○	2	3												
	◆ 小児保健 I A	2	◎	◎	◎	2	2												
	◆ 小児保健 I B	2	○	◎	◎	2	2												
	◆ 小児保健(実習)	1	○	◎	◎	2	3												
	◆ 小児保健 II	2	○	○	○	2	2												
	◆ 小児栄養	2	○	◎	◎	1	2												
	◆ 小児栄養(実習)	1	○	◎	◎	1	2												
	◆ 精神保健	2	○	◎	◎	2	2												
	◆ 保育課程総論	2	○	◎	◎	1	2												
	◆ 養護内容	2	○	◎	◎	1	2												
	◆ 乳児保育 I	2	○	◎	◎	1	2												
	◆ 乳児保育 II	2	○	◎	◎	2	3												
	◆ 障害児保育	2	○	◎	◎	2	3												
	◆ 家庭文書管理	2	○	◎	◎	2	3												
	◆ 音楽 II B (器楽)	通1	○	○	○	-	3												
	◆ 音楽 III A (総合実技)	1	○	○	○	2	3												
	◆ 音楽 III B (総合実技)	1	○	○	○	2	3												
	◆ 保健衛生学	2	○	○	○	2	3												
★ 保育実習 I	実4	-	◎	◎	1 & 2	2 & 3													
★ 保育実習の事前・事後指導 (合わせて修得すること)	1	-	◎	◎	1 & 2	1 & 2 & 3													
保育実習 II (保育所) (注1)	実2	-	○	○	2	3													
保育実習 III (施設) (注1)	実2	-	○	○	2	3													
・ ※① どちらか一科目選択必修 ・ (注1)履修する場合はどちらか片方とする ・ ◆ ★ △印の科目は次の表の通りとする			44 単位	54 単位	69 単位	専門必修単位 (◎科目)													
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>幼免のみ</td> <td>幼免+保育士</td> </tr> <tr> <td>◆</td> <td>選択</td> <td>必修</td> </tr> <tr> <td>★</td> <td>-</td> <td>必修</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>選択</td> <td>(注2)</td> </tr> </table>				幼免のみ	幼免+保育士	◆	選択	必修	★	-	必修	△	選択	(注2)	2 単位	- 単位	2 単位	専門選択必修単位 (※①科目)	
	幼免のみ	幼免+保育士																	
◆	選択	必修																	
★	-	必修																	
△	選択	(注2)																	
			6 単位以上	5科目以上 11 単位以上	3科目以上 7 単位以上	専門選択科目 (○科目)													
(注2)修得単位にはなるが、卒業・資格取得のための単位には算入しない科目			52 単位以上	65 単位以上	78 単位以上	専門教育科目 合計単位数													
[平成12年度 履修の上限について] 1年間で履修できる単位は原則として次の通りとする。 但し、「保育士+幼免」と「保育士」の場合はこれに 該当しない。 [一部]1年次…40単位まで [二部]1年次…28単位まで 2年次…34単位まで 2年次…24単位まで 3年次…22単位まで			10 単位以上 (必修含む)	10 単位以上 (必修含む)	10 単位以上 (必修含む)	共通科目単位													
			62 単位以上	75 単位以上	88 単位以上	卒業必要単位													

IV. 経営科専門教育科目（00年度生）

区分	授業科目名	単位	必修	選択必修		選択	履修年次	卒業に必要な単位数		
				A	B					
基礎科目	経営学原理Ⅰ	半2	○				1	9単位		
	流通論	半2	○				1			
	簿記原理	通4	○				1			
	上級簿記									
基礎ゼミナール	半1	○				1				
基 本 科 目	総合基本科目	◇経営学原理Ⅱ	半2		○			①・2	14単位以上 (注2)	
		◇会計学	半2		○			①・2		
		◇国際取引論	通4		○			①・2		
		◇金融論	通4		○			1・2		
		◇国際関係論	半2		○			1・2		
		◇経済地理	半2		○			①・2		
		◇秘書学Ⅰ	半2		○			①・2		
		◇コンピュータ実習Ⅰ	通2		○			1・2		
	専門基本科目	経営分野	①経営管理論	通4			○		2	同じ分野で8単位以上 (注2)
			①経営史	通4			○		2	
			①財務管理論	半2			○		2	
			①中小企業論	半2			○		①・2	
		会計分野	②財務会計論	通4			○		2	
②経営分析論	通4				○		2			
②工業簿記	半2				○		①・2			
②簿記各論	通4				○		2			
流通金融分野	③マーケティング論	通4			○		2			
	③ビジネス英語	通4			○		①・2			
	③保険論	半2			○		2			
	③証券市場論	半2			○		2			

(注1) 「上級簿記」の受講者は次のいずれかに該当する場合とする。

- ①日商3級以上の取得者
- ②全商2級以上の取得者
- ③それと同等以上の者と担当教員が認めた者

(注2) 「選択必修科目A・B」及び「選択科目」の履修については、各学年別に指導する。

IV. 経営科専門教育科目 (00年度生)

区分	授業科目名	単位	必修	選択必修		選択	履修年次	卒業に必要な単位数	
				A	B				
発 展 科 目	経営分野	経営戦略論	半2			○	2	合わせて 27単位以上 (必修1単位を含む)	
		経営組織論	半2			○	2		
		資金管理論	半2			○	2		
		労務管理論	半2			○	2		
		事務管理論	半2			○	1・2		
		中小企業経営論	半2			○	2		
	会計分野	税務会計	半2			○	2		
		原価計算論	通4			○	2		
		管理会計論	通4			○	2		
		コンピュータ会計	通4			○	2		
	流通・金融分野	広告論	半2			○	2		
		流通経済論	半2			○	1・2		
		消費者行動論	半2			○	2		
		銀行業務論	半2			○	2		
		証券業務論	半2			○	2		
		保険経営論	半2			○	2		
	専門 関連 分野	経済原論	通4			○	2		
		財政学	半2			○	2		
		ビジネス・コミュニケーション論	半2			○	2		
		コンピュータ実習Ⅱ	通2			○	2		
		秘書学Ⅱ	半2			○	1・2		
		経済統計学	通4			○	2		
		経営数学	半2			○	2		
		オペレーションズ・リサーチ	半2			○	2		
		民法	半2			○	1・2		
		時事英語	通4			○	2		
		ゼミナールA } ゼミナールB } どちらか一方必修	半1	○					
〔平成12年度 履修の上限について〕 1年間で履修できる単位数は原則として次の通りとする。 1年次…39単位まで 2年次…47単位まで			専門教育科目単位		50単位以上				
			共通科目単位		12単位以上				
			卒業必要単位		62単位以上				

§ 10 専 攻 科

1. 専攻科 幼児教育専攻

- ①最近、生涯学習の重要性が指摘されているが、専攻科は短大卒業者がより上位の知識や能力を身につけるための場として、その価値を高めてゆくものである。
- ②専攻科生は本学学則 第12章 専攻科 第56条及び本学学生に関する規定に準ずる。

〔 1 〕 専攻科 幼児教育専攻の修了者に与えられる資格について

本学の専攻科幼児教育専攻の課程は、平成4年12月24日付の短期大学の専攻科認定について（通知）により、「大学教育に相当する水準を有する（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項に規定する学位授与機構が定める要件を満たす）専攻科」として学位授与機構長により正式に認定された。

その結果、本学の専攻科幼児教育専攻の修了者には、次の資格が与えられることになった。

専攻科幼児教育専攻において修得した単位は、学士となるための単位として取扱うことが認められる。

適用時期：平成5年4月1日以降の入学者より適用

これまで、学士となるには4年生大学で124単位以上を修得しなければならなかったが、法律が改定され短期大学の卒業者でも、卒業後大学等（放送大学、大学の科目等履修生、大学の専攻科等）で62単位を修得し、学位授与機構に申請して試験を受け、これに合格すると学士号が授与されることになった。

この追加履修によって取得すべき単位に、本学の専攻科幼児教育専攻において修得した単位（30単位以上）を含めることが可能となったわけで、専攻科で取得した単位を将来にわたって有効に活かすことができる。

〔 学士号を取得するためには・・・ 〕

短期大学で62単位以上を修得して卒業したこと、卒業後短期大学専攻科または大学等で62単位以上を修得したことを証する書類等と、「学修成果」を示すレポート等を申請書とともに学位授与機構に提出し試験により合格した者に学士号が与えられる。

試験は小論文、面接等でおこなわれる。

このほか、短期大学卒業後修得すべき62単位の内容については次のような規則が設けられている。

- (1)16単位は大学等〔注1〕で取得しなければならず、そのうち8単位以上は専攻科目にかかる単位であること。
- (2)62単位のなかには専攻科目以外の単位が24単位以上含まれていること。

〔注1〕大学の科目等履修生、通信教育大学、放送大学、大学の専攻科等を含む。

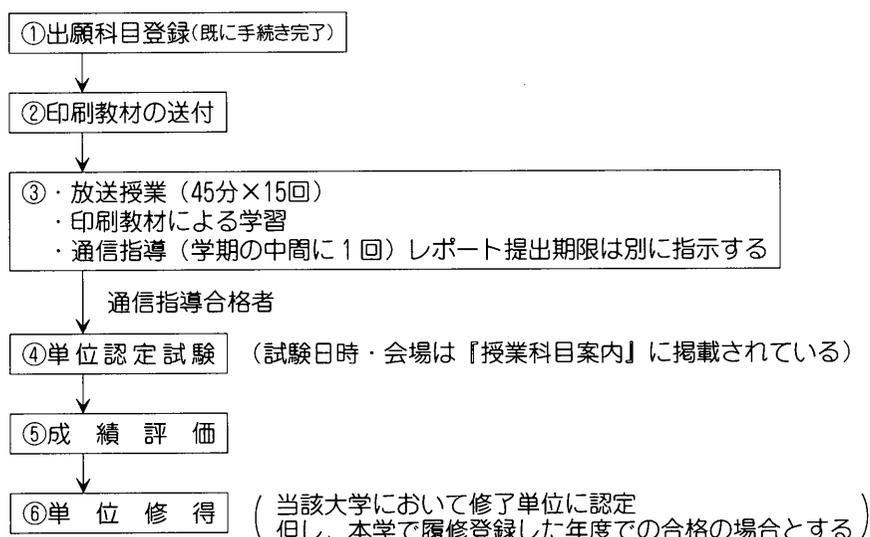
（くわしくは事務局に問い合わせること）

〔2〕放送大学との単位互換科目について

- ①放送大学との単位互換協定により、本学学生は、平成9年度第1学期（平成9年4月1日より開始）から特別聴講学生として、放送大学の科目（本学で登録した⑤の科目）を履修することができる。
- ②放送大学の通信指導（レポート）及び単位認定試験に合格した場合、放送大学長は当該学生に対して単位を授与し、本学学長は放送大学で取得した単位を専攻科の修了要件の単位として認定することができる。
- ③放送大学での「特別聴講学生」となる。履修・認定試験・学則等については放送大学の『学生生活の葉』を参照のこと。

「特別聴講学生」…単位互換協定に基づいて、希望する科目を履修する他大学の学生（在学期間は入学年度の1年間）

④特別聴講学生の学習システム



⑤平成11年度本学で登録した単位互換科目

- ・高齢者福祉 [2単位]
 - ・地域福祉 [2単位]
 - ・世界の社会福祉 [2単位]
- } 原則としていずれも第1学期分

⑥詳細は、放送大学の『地域学習センター 学生生活の葉』及び『授業科目案内』を参照のこと。

〔3〕本科科目の特別履修について

- ①専攻科の科目を履修し、時間に支障が出ない場合、本科の科目を履修登録することができる。
- ②本科の科目は4科目以内とし、修了単位には含まれない。
- ③担当教員の許可及び教務課での手続きが必要となる。詳細は4月の専攻科ガイダンスで説明する。
- ④本科科目の履修を取りやめる場合、教務課に申し出て手続きを行うこと。

〔 4 〕 専攻科 幼児教育専攻授業科目表

(00年度生)

区分	授 業 科 目 名	必 修	選 択 必 修	修了に必要な単位数		
専 門 科 目	幼 児 教 育 研 究 講 読 演 習 (ゼミナール) 課 題 研 究	通 4 通 2 4		10単位	合 計 30単位 以 上	
	発 達 心 理 学 研 究		通 4	20単位 以 上		
	臨 床 心 理 学 研 究 I		半 2			
	臨 床 心 理 学 研 究 II		半 2			
	児 童 の 社 会 性 発 達 研 究 I		半 2			
	児 童 の 社 会 性 発 達 研 究 II		半 2			
	児 童 文 学 特 論		半 2			
	幼 児 と 自 然 環 境 の 研 究		通 4			
	幼 児 の 健 康 教 育		半 2			
	保 育 内 容 総 合 研 究 I		半 2			
	保 育 内 容 総 合 研 究 II		半 2			
	保 育 内 容 (美 術 表 現 の 研 究)		通 2			
	保 育 内 容 (音 楽 表 現 の 研 究)		通 2			
	幼 児 音 楽 演 習 I (歌 唱 表 現)		通 2			
	幼 児 音 楽 演 習 II (器 楽 演 習)		通 2			
	リ ト ミ ッ ク (実 技)		通 2			
	造 形 文 化 論 (演 習)		通 2			
	造 形 実 技		通 2			
	現 代 児 童 福 祉 問 題 の 研 究		通 4			
	高 齢 者 福 祉 ㊦		半 2			
	地 域 福 祉 ㊦		半 2			
	世 界 の 社 会 福 祉 ㊦		半 2			
	障 害 児 保 育 の 研 究		半 2			
	幼 児 教 育 総 合 演 習		通 2			
	幼 稚 園 実 習 } 保 育 所 実 習 }	(注1)	実 習 2			

(注) ・㊦…放送大学との単位互換科目

(注1) ・「幼稚園実習」「保育所実習」の履修希望者は講読演習(ゼミナール)担当教員と教務課の両方に相談をすること。

・両方の実習は履修できないため、履修の場合はどちらか片方となる。

§ 11 教育職員免許状及び保育士資格等の取得について

99・98年度生

英 語 科

1. 教育職員免許状とは

- ①本学の英語科では「中学校教諭2種免許状 外国語（英語）」の教職免許状を取得できる。
- ②「教職免許状」とは「教育職員免許状」のことで、教育職員免許法によって定められている免許状で、文部省の管轄となっているものである。
- ③教職免許状を取得するためには、一定の科目群について決められた単位を取得するとともに、介護等の体験を修了し^{*} 栃木県教育委員会に申請すると、卒業時に「中学校教諭2種免許状 外国語（英語）」が同教育委員会より授与される。（※本学一括申請の場合）

2. 教科・教職科目と単位について

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則では免許状の種類別に「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を指定し、それぞれ取得すべき単位数を決めている。「教科に関する科目」とは教育の中身についての科目で、「教職に関する科目」は、教育に携わる者が持つていなければならない知識・技能に関する科目である。

この教科・教職の区分は更に細かい項目に分けられ、それぞれ取得単位が決めているので、これらが不足する項目があると卒業単位の合計が充足されていても資格は与えられない。（別表Dの「D-1、D-2、D-3」の関係科目区分表を参照のこと）

次の表は免許法で定められている免許状取得単位数を示したものである。

	基 礎 資 格	教 科 に 関 する 単 位	教 職 に 関 する 単 位	教 科 + 教 職 合 計
中学校教諭2種 (英 語)	準学士の称号を有すること (大学に2年以上在学し 62単位以上を修得した者)	20単位以上	15単位以上	35単位以上

3. 英語科のカリキュラムと教育職員免許状との関係について

英語科の場合、教科に関する科目は卒業のために必要な必修科目・選択必修科目及び選択科目に組み込まれているが、教職に関する科目は卒業のために必要な単位とは別に教職必修科目として修得しなければならない。次の表は英語科の免許状取得との関係を示したものである。

表からわかるように、英語科に在籍して教員免許状を取得するためには、卒業に必要な単位の他に、教職に関する単位18単位以上を修得し、次の表の単位数を取得しなければならない。^(注1)

	卒業に必要な単位	教職に関する単位	合計
中学校教諭2種 (英語)	62単位以上(注1) (教科に関する科目を含む)	18単位以上	80単位以上

(注1)「憲法」及び「スポーツと健康(実技含む)」を必ず履修すること。

4. 介護等の体験について(平成10年4月1日施行)〈98年度生より適用〉

教育職員免許法の特例等に関する法律が公布され、平成10年4月1日より小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得するためには、障害者・高齢者等に対する介護・介助・これらの者との交流等の体験(以下「介護等の体験」)を要件とすることとなった。

- ① 本学英語科の学生で中学校教諭2種免許状の取得希望者は、介護等の体験を行う。
- ② 介護等の体験の期間は7日間(以上)行う。実施施設については③を参照のこと。
- ③ 7日間(以上)の内訳は次の通り。

受入施設と実施の内訳

- ・ 社会福祉施設等……5日間(以上)
〔知的障害児施設・知的障害者更生施設・特別養護老人ホーム等の受入施設をいう。栃木県では、栃木県社会福祉協議会に本学が一括申請して、受入施設が決まる。〕
 - ・ 特殊教育諸学校……2日間(以上)
〔盲学校・聾学校・養護学校等の受入学校をいう。栃木県では、栃木県教育委員会に本学が一括申請して、受入学校が決まる。〕
- ④ 実施日は許可の出た期間の中で長期休業期間や土日祝日を使い、連続あるいは何回かに分けて行う。
 - ⑤ 介護等の体験を7日間(以上)行った証明が免許申請に必要となるため、実施毎に受入施設で指定の証明書用紙に証明を受ける。
 - ⑥ 本学で行う介護等の体験に関する事前指導やガイダンスに必ず出席しなければならない。
 - ⑦ 介護等の体験に関わる諸経費は自己負担となる。

5. 教育実習について(P64参照)

I. 教育職員免許状について

1. 教育職員免許状とは

- ①本学の幼児教育科（幼児教育第二部を含む）では「幼稚園教諭2種免許状」の教職免許状を取得できる。
- ②「教職免許状」とは「教育職員免許状」のことで、教育職員免許法によって定められている免許で、文部省の管轄となっているものである。
- ③教職免許状を取得するためには一定の科目群について決められた単位を取得することが必要で、これを修得し^{*} 栃木県教育委員会に申請したものは卒業時に「幼稚園教諭2種免許状」が同教育委員会より授与される。（※本学一括申請の場合）

2. 教科・教職科目と単位について

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則では免許状の種類別に「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を指定し、それぞれ取得すべき単位数を決めている。「教科に関する科目」とは教育の中身についての科目で、「教職に関する科目」は、教育に携わる者が持つていなければならない知識・技能に関する科目である。

この教科・教職の区分は更に細かい項目に分けられ、それぞれ取得単位が決められているので、これらが不足する項目があると卒業単位の合計が充足されていても資格は与えられない。（別表Eの「E-1、E-2、E-3」の関係科目区分表を参照のこと）

次の表は免許法で定められている免許状取得単位数を示したものである。

	基礎資格	教科に関する単位	教職に関する単位	教科+教職合計
幼稚園教諭2種	準学士の称号を有すること (大学に2年以上在学し 62単位以上を修得した者)	8単位以上	23単位以上	31単位以上

3. 免許取得後の単位補充について

昭和63年の教育職員免許法の改正で、教育免許状は一種免許状が標準的資格であるという位置付けがなされ、二種免許状を取得したものは一種免許状を取得するよう努力しなければならない。

二種免許状取得者が一種免許状を取得する場合、補充しなければならない単位数は在職年数5年で45単位である。その後、1年を経過する毎に5単位ずつ減ってゆく。

教職者として12年経過すると補充すべき単位数は10単位まで減少するが、それ以上は減少しない。

一方、単位補充の学習等を行わず、そのまま放置して15年を過ぎると、補充しなければならない単位数は再び45単位にもどってしまうので注意を要する。

但し、補充すべき単位数の45単位のうち、10単位は年数による単位の逓減があるにもかかわらず、大学で修得しなければならないことになっており、その内容は「教科に関する科目5単位・教職に関する科目5単位」と定められている。

Ⅱ. 保育士資格について

1. 保育士資格とは

- ①保育士とは児童福祉施設において児童の保育に従事する者のことで、児童福祉施設には保育所、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等がある。
- ②本学では、幼児教育科（幼児教育第二部を含む）では幼稚園教諭2種教職免許状と同様保育士資格も取得することができる。
- ③「保育士資格」は児童福祉法によって定められている資格で、厚生省の所管となっている。
- ④本学は厚生大臣により保育士養成校として指定を受けているので、本学で所定の科目を修得すれば卒業と同時に本学の大学長名で資格が与えられる。
- ⑤保育士となるための履修科目と修得しなければならない単位数は児童福祉法施行規則によって定められており、教職免許状の科目とは一部共通しているものの、殆どが別に設けられているため履修すべき単位は増加することになる。（「Ⅲ. 教職免許状と保育士資格との関係について」参照）

2. 保育士資格関係科目の区分について

- ① 別紙F の「F-1、F-2、F-3」を参照のこと。

Ⅲ. 教育職員免許状と保育士資格との関係について

1. 幼児教育科・幼児教育科第二部のカリキュラムと教育職員免許状と保育士資格との関係について

幼児教育科・幼児教育科第二部の場合、幼稚園教諭2種免許状の取得が卒業要件となっているため、教科・教職に関する科目は共に卒業に必要な単位の中に含まれている。卒業に必要な単位を取得すれば免許状の取得ができる。しかし、保育士資格については幼稚園教諭免許状のカリキュラムの他に児童福祉法に定められた科目を修得しなければならない。

次の表は幼児教育科・幼児教育科第二部の免許状または資格の取得との関係を示したものである。

	卒業に必要な単位(a)		合 計
幼稚園教諭2種のみを取得して卒業する者	63単位以上 (教科・教職に関する科目を含む)		63単位以上
	卒業に必要な単位(a)	保育士必修+選択	合 計
幼稚園教諭2種および保育士資格を取得して卒業する者	63単位以上	20単位以上	83単位以上
保育士資格のみの単位	保育士必修+選択 74単位以上		74単位以上

2. 教育実習・保育実習について（P64参照）

IV. 社会福祉主事（任用資格）

- 社会福祉主事の職務は、都道府県・市及び町村に設置する福祉に関する事務所において、種々の福祉法に定めるところの措置に関する事務を行う。[社会福祉事業法第17条]
- 身分的には地方公共団体の事務吏員又は、技術吏員となる。
- 社会福祉主事は(1)～(3)の要件をすべて満たした者に適用される資格となる。[社会福祉事業法第18条]
 - 年齢20才以上の者
 - 人格が高潔で思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意がある者
 - 次の①～③のいずれかに該当する者（本学では①に該当する）
 - 厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（「4」参照）
 - 厚生大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
 - 厚生大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目とそれに対応する本学開設の科目は次の通りである。
その中から3科目以上修めて卒業することが要件の一つとなる。

社会福祉主事の設置に関する法律の規定による社会福祉に関する科目	左記に対応する本学開設科目	幼 免	保 育 士	幼 育 免 士	社会福祉主事の設置に関する法律の規定による社会福祉に関する科目	左記に対応する本学開設科目	幼 免	保 育 士	幼 育 免 士
社会福祉概論	福祉とボランティア	○	△	△	経済学	経済学	○	△	△
	社会福祉Ⅰ	○	◎	◎		心理学	心理学Ⅰ	○	△
社会福祉事業史						心理学Ⅱ	○	△	△
社会福祉事業方法論	社会福祉Ⅱ	○	◎	◎	社会学	社会学	○	△	△
社会調査統計					社会政策				
社会福祉施設経営論	養護原理Ⅰ	○	◎	◎	経済政策				
	養護原理Ⅱ	○	○	○	社会保障論				
	養護内容	○	○	○	教育学	生涯発達と教育	○	△	△
社会福祉行政					刑事政策				
公的扶助論					犯罪学				
児童福祉論	児童福祉Ⅰ	◎	◎	◎	倫理学	哲学	○	△	△
	児童福祉Ⅱ	○	○	○		生理衛生学			
保育理論	保育原理Ⅰ	◎	◎	◎	公衆衛生学	保健衛生学	○	○	○
	保育原理Ⅱ	○	○	○	精神衛生学	こころの健康	○	△	△
身体障害者福祉論						精神保健	○	◎	◎
精神薄弱者福祉論						臨床心理学	○	○	○
老人福祉論					医学知識	小児保健ⅠA	◎	◎	◎
医療社会事業論						小児保健ⅠB	○	◎	◎
地域福祉論						小児保健Ⅱ	○	○	○
協同組合論					看護学				
法律学	法学	○	△	△	栄養学	小児栄養	○	◎	◎
	憲法	◎	◎	◎					

(注) ◎必修科目で3科目以上修得可能

- 保育士資格取得者は社会福祉に関する指定科目の3科目以上は、本学の幼児教育科及び同第二部の必修科目の中で修得できる。
- 「1」等の職務に就くため「3.(3)ー①」の要件が充たされた者であることの証明「社会福祉主事任用有資格証明書」が必要となった場合は、教務課に申し出て交付を受けることができる。

教育実習・保育実習について

(1)実習の種類等

教育職員免許法には教職に関する科目として教育実習の単位数が定められている。

保育士資格では修業教科目の中に保育実習として単位数が記されている。

		実 習 の 種 類		単位数	実 習 先	日 数	
英 語 科	中学校教諭2種免許状	教育実習(事前事後指導を含む)		3単位	中 学 校	2 週 間	必修
幼児教育科 (二部含)	幼稚園教諭2種免許状	教育実習(事前事後指導を含む)		5単位	幼 稚 園	4 週 間	必修
	保 育 士 資 格	保 育 実 習	保育実習Ⅰ (事前事後指導を含む)	5単位	保育所(園) 施 設	10日間 10日間 } 20日間	必修
			保育実習Ⅱ	2単位	保育所(園)	10日間	選択
			保育実習Ⅲ	2単位	施 設	10日間	

- ・中学校教諭2種免許状の「教育実習」の中には「介護等の体験」は含まれていない
- ・「保育実習Ⅰ」の施設での実習は実習期間中、原則として施設内での宿泊実習となる
- ・「保育実習Ⅱ」は、保育実習Ⅰの保育所(園)実習よりさらに実践的な実習となる
- ・「保育実習Ⅲ」は、保育実習Ⅰの施設実習よりさらに実践的な実習となる

(2)実習についての注意事項

- ①教育実習・保育実習ともに実習は、実習先(中学校・幼稚園・保育所・施設等)にお願いして指導して頂くものである。従って、実習生は実習先に迷惑をかけないよう心がけるとともに、学生の名に恥じない態度が望まれる。
- ②実習先で事故や障害等の問題を起さないよう実習前の「実習ガイダンス」に必ず出席しなければならない。
- ③実習前の実習ガイダンスを受け、十分な準備をすませた後、実習に入ること。
- ④実習先は本人の希望を中心に、受入れ先の希望や他の養成校等との申し合わせ、行政機関との折衝等いろいろな要素によって決められる。従って、個人的な希望と異なる実習先が割り当てられても、決定に従う心構えが必要である。
- ⑤英語科の教育実習は、中学校教諭を志す者が行うべきであるため、始めからその意志の無いものは、安易に履修しないこと。
- ⑥幼児教育科の教育実習は幼稚園教諭を志す者が行い、保育実習は保育士を志す者が行うべきである。従って、始めからその意志の無いものは、履修登録の際に教務課に申し出て指示を受けること。
- ⑦幼児教育科及び幼二部の実習では、「事前指導の実習の研究」や「実習ガイダンス(おもちゃライブラリー実習を含む)」及び「事後指導」を必ず受講することが必要となる。

自己の履修計画は以上のことを充分考慮して決め、一旦計画を決めたならば強い意志をもって最後までやりとげることが大切である。

別表D (99年度生)

中学校教諭2種免許状 外国語(英語)関係科目区分表 (平成12年度)

基礎資格	2種	準学士の称号を有すること(大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者)
介護等の体験修了者		

表区分	対象年度		英語科 99年度生				履修年次	
	免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する本学開設科目	本学における分類				
	科目	単位(以上)		必修	選択必修	選択		
D1	日本国憲法	2	憲法	2				
	体育(実技を含む)	2	スポーツと健康(講義1実技1)	通2				
	小計	4 単位以上						
D2	教科に関する科目	英語学	6	英文の構造Ⅰ 英文の構造Ⅱ 英語の音声 英語の体系と歴史 ReadingⅠ ReadingⅡ メディアの英語 ことばとコミュニケーション 言葉と人間 翻訳の技術	通2 通2 通2 通2 通2		通2 通2 通2 通2	入学年度の「授業科目表」(英語科)を参照のこと
		英米文学	6	英文講読Ⅰ 英文講読Ⅱ 英文講読演習Ⅰ 英文講読演習Ⅱ イギリスの文学と歴史Ⅰ イギリスの文学と歴史Ⅱ アメリカの文学と歴史Ⅰ アメリカの文学と歴史Ⅱ	通2 通2		通2 半2 半2 半2 半2	
		英語コミュニケーション	6	英語表現法Ⅰ 英語表現法Ⅱ Oral EnglishⅠ Oral EnglishⅡ Oral EnglishⅢ Oral EnglishⅣ Oral EnglishⅤ Oral EnglishⅥ Oral EnglishⅦ Creative Writing Audio Visual Communication	通2 通2 通2 通2	通2	通2 通2	
		比較文化 <small>(各専攻得意)</small>	2	異文化間コミュニケーション 外国事情 国際関係論	通2 半2		通4	
	小計	20 単位以上						

②: 本学開設科目の必修科目だけでは教科に関する科目の必要単位にはならないため、選択必修及び選択科目から必要単位を修得すること。

別表D (99年度生)

98
99
年度生

表 区 分	対象年度		英語科 99 年度生					
	免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する 本学開設科目	本学における分類			履修年次	
	科目	単位		必修	選択必修	選択		
D-3	教職に関する科目 (*下記①～⑩参照)	①	各領域に わたり 6	教育原理	2			1
		②		教育心理学	2			1
		③		青年心理学				2
		④		※学級経営論 ※教育社会学		2		2
		⑤		視聴覚教育	2			2
		⑥		英語科教育法	2			1
		⑦	道徳教育の研究	2			1	
		⑧	特別活動の研究	1			1	
		⑨	2	学校生活指導法	2			2
		⑩	3	教育実習(事前事後指導を含む) 教育実習の研究	3			2 2
	小計	15 単位以上	※どちらか1科目以上選択	16単位	2単位以上			
				18単位以上				
合計		39 単位以上	D-1、D-2、D-3の合計					
98年度入学生より「介護等の体験」の実施が必要								

*	①	教育の本質及び目標に関する科目
	②	幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目
	③	教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目
	④	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)に関する科目
	⑤	教科教育法に関する科目
	⑥	道徳教育に関する科目
	⑦	特別活動に関する科目
	⑧	生徒指導及び教育相談に関する科目
	⑨	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目
	⑩	教育実習(事前事後指導を含む)

別表E

幼稚園教諭2種免許状 関係科目区分表 (平成12年度)

幼児教育科(99・98年度生)・幼児教育科第二部(99・98年度生)

(平成4年4月より変更)

基礎資格	2種	準学士の称号を有すること。 (大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者)
------	----	---

表区分	免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する 本学開設科目	本学における分類				履修年次	
	科目	単位		必修	選択必修	選択	一部	二部	
E-1	日本国憲法	2	憲法	2					
	体育 (実技を含む)	2	スポーツと健康 (講義1) 実技1	通2					
	小計	4 単位以上							
E-2	教科に 関する 科目	音楽	音楽Ⅰ(ソルフェージュ)	通2					各入学年度の「授業科目表」 (幼児教育科・幼児教育科第二部)を参照のこと
			音楽Ⅱ(器楽)	2通2 [注a]					
			音楽ⅡB(器楽) <small>(二部生)</small>			二部通1			
			音楽ⅢA(総合実技)	1			1		
			音楽ⅢB(総合実技)				1		
	リトミック								
	図画 工作	2	造形Ⅰ 造形Ⅱ 造形教材研究	通2			通2 1		
体育	2	体育学 保健衛生学	2			2			
国語 <small>(書写を含む)</small>	1科目 2単位	児童文学※① 国語表現法※①			2 2				
算数	2単位 以上								
生活									
小計	8 単位以上								

[注a]「音楽Ⅱ(器楽)」の『2』は2年間で2単位。

98 99
年度生

別表E

幼児教育科（99・98年度生）・幼児教育科第二部（99・98年度生）

表区分	免許法施行規則に定める科目区分		左記に対応する 本学開設科目	本学における分類				履修年次	
	科目	単位		必修	選択必修	選択	一部	二部	
E-3	教職に関する科目（*下記A～H参照）	A	各領域にわたり 6	教育原理	2				
		B		発達心理学 I 教育心理学	2			2	
		C		比較保育論 児童文化学 教育社会学	2			2 2	
		D		視聴覚教育 ※② 保育方法研究 ※②			2 2		
	E	各領域にわたり 12	保育課程総論	2					
	F		保育内容研究 I（子供と環境） 人間関係 環境	1 1					
			保育内容研究 II（子供の生活と遊び） 健康 言葉	1 1					
			保育内容研究 III（子供の文化） 表現（音楽指導） 表現（美術指導）	通2 通2					
		G	保育内容指導法	通2					
	H	5	教育実習（事前事後指導を含む） 教育実習の研究	5					
小計	23 単位以上		※②どちらか1科目2単位以上選択						
合計	35 単位以上	E-1、E-2、E-3の合計							

各入学年度の「授業科目表」
（幼児教育科・幼児教育科第一部）を参照のこと

*	A	教育の本質及び目標に関する科目
	B	幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目
	C	教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目
	D	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）に関する科目
	E	教育課程一般に関する科目
	F	保育内容に関する科目
	G	指導法に関する科目
	H	教育実習（事前事後指導を含む）

別表 F

保育士資格関係科目区分表（平成12年度）

幼児教育科（99・98年度生）、幼児教育科第二部（99・98年度生）

（平成4年4月1日から適用）

F-1	改正告示(平成3年厚生省告示第121号)による基礎科目			左記に対応する本学開設科目 (本学で保育士必修科目として 申請しているもの)	単 位
	系列	教 科 目	単 位 数		
基礎 科 目	外国語、体育 以外の科目	8 以上	造形文化論	2	
			憲法 生物と環境 比較保育論	2 2 2	
	外国語	英語	通 2		
	体 育	講義 1 実技 1	スポーツと健康 (実技をきむ)	通 2	
計		10単位以上	99・98年度生	12単位	
F-2	改正告示(平成3年厚生省告示第121号)別表第1による教科目			左記に対応する本学開設科目 (本学で保育士必修科目として 申請しているもの)	単 位
	系列	教 科 目	単 位 数		
理解の本質・目的の に関する科目	保育の本質・目的の 理解に関する科目	社会福祉Ⅰ	2	社会福祉Ⅰ	2
		社会福祉Ⅱ	2	社会福祉Ⅱ	2
		児童福祉	2	児童福祉Ⅰ	2
		保育原理	4	保育原理Ⅰ	通 4
		養護原理	2	養護原理Ⅰ	2
		教育原理	2	教育原理	2
		発達心理学	2	発達心理学Ⅰ	2
理解の対象の に関する科目	保育の対象の 理解に関する科目	教育心理学	2	教育心理学	2
		小児保健	講義 5 実習	小児保健ⅠA 小児保健ⅠB	2 2
				小児保健(実習)	1
		小児栄養	講義 3 実習	小児栄養	2
				小児栄養(実習)	1
		精神保健	2	精神保健	2
理解の内容・方法の に関する科目	保育の内容・方法の 理解に関する科目	保育内容	6	保育課程総論	2
				保育内容研究Ⅰ(子供と環境)	1
				人間関係 環 境	1
				保育内容研究Ⅱ(子供の生活と遊び)	1
				健 康 言 葉	1 1
				保育内容研究Ⅲ(子供の文化)	2
				表 現(音楽指導) 表 現(美術指導)	通 2 通 2
乳児保育	2	乳児保育Ⅰ	2		

別表F

F-1-2	基礎技能	基礎技能	6	音楽Ⅱ(器楽) 造形Ⅰ 体育	2通 通 2
	実習	保育実習	5	保育実習Ⅰ(事前・事後指導を含む) 保育実習の研究	5
	計		47単位		51単位
F-1-3	(平成3年厚生省告示第121号) (平成3年7月5日付 児発第620号) 別表第2による選択必修科目			左記に対応する本学開設科目 (本学で保育士選択必修科目として 申請しているもの)	単 位
	系列	教科目	単位数		
	目的の理解に関する科目	保育原理Ⅱ	5科目以上 11単位以上	保育原理Ⅱ	2
		養護原理Ⅱ		養護原理Ⅱ	2
		児童福祉Ⅱ		児童福祉Ⅱ	2
	保育の対象の理解に関する科目	発達心理学Ⅱ		発達心理学Ⅱ	2
		発達心理学Ⅲ		青年心理学	2
		臨床心理学		臨床心理学	2
		小児保健Ⅱ		小児保健Ⅱ	2
	保育の内容・方法の理解に関する科目	保育内容Ⅱ		保育方法研究 保育内容指導法	2 通2
		養護内容		養護内容	2
		乳児保育Ⅱ		乳児保育Ⅱ	2
		障害児保育		障害児保育	2
児童文化		児童文化		2	
家庭管理		家庭管理		2	
基礎技能	基礎技能Ⅱ	音楽Ⅰ(ソルフェージュ)	通2		
		音楽ⅡB(器楽) 音楽ⅢA(総合実技) 音楽ⅢB(総合実技) リトミック 造形Ⅱ 造形教材研究 保健衛生学	通1 1 1 1 通2 1 2		
実習	保育実習Ⅱ	保育実習Ⅱ(保育所)	実2		
	保育実習Ⅲ	保育実習Ⅲ(施設)	実2		
計		5科目以上11単位以上	5科目以上	11単位以上	
合計 (F-1、F-2、F-3の合計)		68単位以上 (F-3は5科目以上11単位以上)			

§ 12 99・98年度生卒業単位区分表

〔英語科〕

99年度生		英 語 科		英語科（教職取得希望者）	
共 通 科 目		18単位以上		18単位以上 「憲法(2単位)」「スポーツと健康(2単位)」必修を含む	
小 計		18単位以上		18単位以上	
専 門 教 育 科 目	必 修	14単位		14単位	
	必 選 修 択	6 単位以上	合わせて 30単位以上	6 単位以上	合わせて 30単位以上
	選 択				
小 計		44単位以上		44単位以上	
卒 業 単 位 数		62単位以上		62単位以上	
教職に関する科目				18単位以上 別表D 「D-3」参照	

〔幼児教育科・幼児教育科第二部〕

99・98年度生		幼 児 教 育 科（一部・二部）		
		幼 免	保 育 士 資 格	幼免+保育士資格
共 通 科 目		8 単位以上 「憲法(2単位)」「生物と環境(2単位)」「英語(2単位)」「スポーツと健康(2単位)」 必修を含む		
小 計		8 単位以上		
専 門 教 育 科 目	必 修	42単位	55単位	65単位
	必 選 修 択	4 単位 (※①、②)	—	4 単位 (※①、②)
	選 択	9 単位以上	5 科目以上 11単位以上	6 単位以上
必修以外の 共通科目	選択（任意）		選択（任意）	
小 計		55単位以上	66単位以上	75単位以上
卒 業 単 位 数		63単位以上	74単位以上	83単位以上

〔経営科〕

99年度生		経 営 科	
共通科目	必修	10単位	
	選択	2 単位以上	
小 計		12単位以上	
専門教育 科 目	必修基礎	9 単位	
	選択必修 A	14単位以上	
	選択必修 B	8 単位以上 (同じ分野で 8 単位以上を取得)	合わせて 27単位以上 (必修 1 単位 を含む)
	発展科目 選択必修	1 単位	
小 計		50単位以上	
卒業単位数		62単位以上	

§13 授 業 科 目 表

98
99
年
度
生

99・98年度生

I. 共 通 科 目

II. 英 語 科 專 門 教 育 科 目

III. 幼 兒 教 育 科・幼 兒 教 育 科 第 二 部 專 門 教 育 科 目

IV. 經 営 科 專 門 教 育 科 目

I. 共通科目 (99・98年度生)

II. 英語科 III. 幼児教育科・幼児教育科第二部 IV. 経営科

区分	授業科目名	単位	英語科			幼児教育科・幼児教育科第二部					経営科			
			必修	選択	履修年次	幼免	保育士	幼保免士	履修年次		必修	選択	履修年次	
									一部	二部				
共通科目	哲学史との対話	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2
	ことばの世界・文学の世界	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2
	国語表現法	半2	○		2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		2
	児童文学	半2	○		2	専門教育科目参照		専門教育科目参照		○		2		
	生涯発達と教育	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2
	心理学Ⅰ	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2
	心理学Ⅱ	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2
	こころの健康	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2
	福祉とボランティア	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2
	女性学	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2
	ヨーロッパの文化と音楽	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	-	1・2・3	○		1・2
	西洋美術の旅	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2
	外国事情	半2	専門教育科目参照			○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2
	比較文化論	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2
	地域研究Ⅰ	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2
	地域研究Ⅱ	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2
	法社会学	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1
	社会学	半2	※	○	1・2	◎	◎	◎	1	1	1	○		1・2
会社社会学	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1	
企業と社会学	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2	
経済社会学	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1	
家庭経済学	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2	
秘書学Ⅰ	半2	○		①・2	○	△	△	①・2	●	1・2・3	専門教育科目参照			
秘書学Ⅱ	半2	○		2	○	△	△	2	●	2・3	専門教育科目参照			
コンピュータ概論	半1	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	-		—	
都市システム論	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2	
生活の中の科学	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2	
統計	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1	
生物と環境	半2	○		1・2	◎	◎	◎	1	1	1	○		1・2	
生活の中の数学	半2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2	
英語	通2	-	-	—	◎	◎	◎	1	1	1	○		1	
ドイツ語	通2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2	
フランス語	通2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2	
スペイン語	通2	○		1・2	○	△	△	1・2	-	1・2・3	○		1・2	
中国語	通2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2	
日本語(留学生対象)	通2	○		1・2	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2	
英会話	通2	-	-	—	○	△	△	2	●	2・3	○		2	
英文ワーキング	半1	-	-	—	○	△	△	1・2	●	1・2・3	○		1・2	
時事英語	通2	-	-	—	○	△	△	2	●	2・3	○		2	
幼児・児童英語教育	通2	○		2	○	△	△	2	●	2・3	○		2	

I. 共通科目 (99・98年度生)

区分	授業科目名	単位	英語科			幼児教育科・幼児教育科第二部				経営科			
			必修	選択	履修年次	幼免	保士	幼保免士	履修年次		必修	選択	履修年次
									一部	二部			
共通科目	スポーツと健康(実技を含む)	通2	※	○	1・2	◎	◎	◎	1	1	○	1・2	
	Field Activity I	集1	○	○	1・2	○	△	△	1・2	1・2・3	○	1・2	
	Field Activity II	集1	○	○	1・2	○	△	△	1・2	1・2・3	○	1・2	
	テーマ講座	半2	○	○	1・2	○	△	△	1・2	●1・2・3	○	1・2	
共通科目取得単位			18単位以上			8単位以上 (必修含む)				12単位以上			
専門教育科目取得単位			44単位以上			*9 単位以上: 46 66 75 単位以上: 単位以上: 単位以上				*共通科目と専門教育科目を 合わせて9単位以上取得			
卒業必要単位			62単位以上			63 74 83 単位以上: 単位以上: 単位以上				62単位以上			

*随意科目(海外研修A)	随1	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
*随意科目(海外研修B)	随2	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
*随意科目(英語課外研修) ^(H2年度)	随1	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
*随意科目 テーマ講座(人間学のすすめ)	随2	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
*随意科目 テーマ講座(幼児の発達と環境)	随2	—	—	随意	2	2・3	—	—
*随意科目 テーマ講座(伝承折り紙・創作折り紙)	随2	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
*随意科目 テーマ講座(日商簿記検定3級)	随2	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
*随意科目 テーマ講座(日商簿記検定2級)	随2	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
*随意科目 テーマ講座(秘書検定2級)	随2	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
*随意科目 テーマ講座(旅行地理検定BC級)	随2	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
*随意科目 テーマ講座(日本語ワープロ検定)	随2	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2
*随意科目 テーマ講座(英文ワープロ検定CD級)	随2	随意	1・2	随意	1・2	1・2・3	随意	1・2

通…通年科目(1年を通して開講される科目)
 半…半期科目(前期あるいは後期に開講される科目)
 集…集中講義(集中講義期間あるいは宿泊等で開講される科目)
 セ…セメスター制(半期期間に週2コマ開講される科目、週2コマとも履修すること)
 随…随意科目(卒業必要単位には含まれない科目)

- (注) ①「1・2」「1・2・3」は1年次・2年次又は3年次のいずれかの配当年次で履修できる。
 ②「①・2」は「○」の年次で履修した方が望ましい。
 ③「スポーツと健康 2単位」の内訳は(講義1、実技1)となる。通年2単位で履修すること。
 ④「※」は英語科で教育職員免許状を取得する場合、必修科目となる。履修年次は原則として1年次とする。
 ⑤ 幼児教育科・同第二部の印について
 「◎」…必修科目

「△」…卒業及び保育士資格取得に必要な単位数には含まれない科目。(但し、保育士資格取得希望の場合のみ)

⑥「テーマ講座」には次の講義が開講されている。

- ・人間学のすすめ
- ・幼児の発達と環境（幼児教育科2年次対象）
- ・伝承折り紙・創作折り紙
- ・日商簿記検定3級
- ・日商簿記検定2級
- ・秘書検定2級
- ・旅行地理検定BC級
- ・日本語ワープロ検定
- ・英文ワープロ検定CD級

⑦「随意科目（海外研修A）」は異文化研修 } とし、卒業必要単位数には含まれない。
「随意科目（海外研修B）」は語学研修 }

⑧幼二部生は「●」のついている一部の共通科目を3年間で4科目まで履修することができる。

- ・一部で開講している科目のうち、二部で開講していない科目とする。
- ・今年度は「●」のついている科目となるが、休講、閉講となる場合もある。
- ・履修配当年次での履修とする。
- ・§14 授業科目の履修登録1. [3]-(2)A参照

II. 英語科専門教育科目 (99年度生)

区分	授業科目名	単位	必修	選択 必修	選択	履修年次	卒業に必要な単位数
専 門 教 育 科 目	英文講読 I	通2	○			1	14単位
	英文講読 II	通2	○			2	
	英語表現法 I	通2	○			1	
	Oral English I	通2	○			1	
	Oral English II	通2	○			1	
	Oral English III	通2	○			1	
	基礎ゼミナール	半2	○			1	
	◇英文の構造 I	通2		○		①・2	6 単位以上
	◇英文の構造 II	通2		○		1・2	
	◇英語表現法 II	通2		○		2	
	◇英語の音声	通2		○		1・2	
	◇英語の体系と歴史	通2		○		2	
	◇Oral English IV	通2		○		2	
	◇Oral English V	通2		○		2	
◇Reading I	通2		○		1・2		
◇メディアの英語	通2		○		2		
◇異文化間コミュニケーション	通2		○		2		
◇外国事情	半2		○		1・2		
英文講読演習 I	通2			○	2	合わせて 30 単位 以上	
英文講読演習 II	通2			○	2		
Oral English VI	通2			○	1・②		
Oral English VII	通2			○	1・②		
TOEICと英検の英語 I	通2			○	1・2		
TOEICと英検の英語 II	通2			○	1・2		
Reading II	通2			○	2		
Creative Writing	通2			○	2		
Audio Visual Communication	通2			○	2		
ことばとコミュニケーション	通2			○	2		
言葉と人間	通2			○	1・2		
翻訳の技術	通2			○	2		
イギリスの文学と歴史 I	半2			○	1・2		
イギリスの文学と歴史 II	半2			○	1・2		
アメリカの文学と歴史 I	半2			○	1・2		
アメリカの文学と歴史 II	半2			○	1・2		
国際関係論	通4			○	2		
ビジネス英語	通2			○	1・2		
英文ワープロ I	半1			○	1・2		
英文ワープロ II	半1			○	1・2		
ゼミナール	通4			○	2		

(注) ① 1年次生での「選択必修科目」は2科目以内の履修とする。「選択科目」については別に指導する。
② 2年次生の履修については別に指導する。

専門教育科目取得単位	44単位以上
共通科目取得単位	18単位以上
卒業必要単位	62単位以上

Ⅲ. 幼児教育科(99・98年度生), 幼児教育科第二部(99・98年度生)専門教育科目

区 分	授 業 科 目 名	単 位	幼 免 科 目	保 育 士 科 目	幼 保 育 士 免 科 目	履 修 年 次				
						一 部	二 部			
保育士関係科目の基礎科目に属する		造 形 文 化 論	2	◎	◎	◎	1	1		
専 門 科 目	教 科 に 関 する 科 目	音 楽 I (ソルフェージュ)	通2	◎	○	◎	1	1		
		音 楽 II (器 楽)	2通2	◎	◎	◎	1 & 2	1 & 2		
		音 楽 II B (器 楽)	通1	○	○	○	—	3		
		音 楽 III A (総 合 実 技)	1	◎	○	◎	2	3		
		音 楽 III B (総 合 実 技)	1	○	○	○	2	3		
		リ ト ミ ッ ク	1	○	○	○	2	3		
	図 画 工 作	造 形 I	通2	◎	◎	◎	1	1		
		造 形 II	通2	○	○	○	2	3		
		造 形 教 材 研 究	1	○	○	○	2	3		
	体 育	体 育 学	2	◎	◎	◎	2	2		
		保 健 衛 生 学	2	○	○	○	2	3		
	国 語	児 童 文 学 (書 写 を 含 む)	2	選 必 ①	△	選 必 ① △	2	3		
		国 語 表 現 法 (書 写 を 含 む)	2	※ ① ②	△	※ ① ② △	2	3		
	教 育 科 目	教 職 に 関 する 科 目 (各 入 学 年 度 の 幼 稚 園 教 諭 2 種 免 許 状 関 係 科 目 区 分 表 参 照)	A 教 育 原 理	2	◎	◎	◎	1	1	
B 発 達 心 理 学 I			2	◎	◎	◎	1	1		
◆ 教 育 心 理 学			2	○	◎	◎	1	2		
C 比 較 保 育 論			2	◎	◎	◎	2	2		
			児 童 文 化 学	2	○	○	○	2	3	
D 教 育 社 会 学			2	○	△	△	2	—		
			視 聴 覚 教 育	2	選 必 ①	△	選 必 ① △	2	3	
E 保 育 方 法 研 究			2	※ ② ③	○	※ ② ③	2	3		
			保 育 方 法 研 究	2	◎	◎	◎	1	2	
F 保 育 内 容 研 究 I (子 供 と 環 境)			保 育 内 容 研 究 I (子 供 と 環 境)	1	◎	◎	◎	2	2	
			人 間 関 係 環 境	1	◎	◎	◎	1	3	
			保 育 内 容 研 究 II (子 供 の 生 活 と 遊 び)	保 育 内 容 研 究 II (子 供 の 生 活 と 遊 び)	1	◎	◎	◎	1	3
				健 康 言 葉	1	◎	◎	◎	1	2
			保 育 内 容 研 究 III (子 供 の 文 化)	保 育 内 容 研 究 III (子 供 の 文 化)	通2	◎	◎	◎	2	3
	表 現 (音 楽 指 導) 表 現 (美 術 指 導)	通2		◎	◎	◎	2	2		
G 保 育 内 容 指 導 法	通2	◎	○	◎	2	3				
H 教 育 実 習 (事 前・事 後 指 導 を 含 む)	教 育 実 習 (事 前・事 後 指 導 を 含 む)	5	◎	—	◎	1 & 2	1 & 2			
	教 育 実 習 の 研 究		◎	—	◎	1 & 2	1 & 2 & 3			

Ⅲ. 幼児教育科 (99・98年度生), 幼児教育科第二部 (99・98年度生) 専門教育科目

区分	授業科目名	単位	幼 免 科 目	保 育 士 科 目	幼 保 免 士 科 目	履 修 年 次	
						一 部	二 部
専 門 教 育 科 目	◆ 社会福祉 I	2	○	◎	◎	1	2
	◆ 社会福祉 II	2	○	◎	◎	2	3
	◆ 児童福祉 I	2	◎	◎	◎	1	2
	◆ 保育原理 I	通4	◎	◎	◎	1	1
	◆ 養護原理 I	2	○	◎	◎	1	2
	◆ 養護原理 II	2	○	◎	◎	2	3
	◆ 養護原理 II	2	○	◎	◎	2	3
	◆ 養護原理 II	2	○	◎	◎	2	3
	◆ 小児保健 I A	2	◎	◎	◎	2	2
	◆ 小児保健 I B	2	○	◎	◎	2	2
	◆ 小児保健(実習)	1	○	◎	◎	2	3
	◆ 小児栄養	2	○	◎	◎	1	2
	◆ 小児栄養(実習)	1	○	◎	◎	1	2
	◆ 精神保健	2	○	◎	◎	2	2
	◆ 発達心理学 II	2	○	◎	◎	2	3
	◆ 青年心理学	2	○	◎	◎	2	3
	◆ 臨床心理学	2	○	◎	◎	2	3
	◆ 小児保健学 II	2	○	◎	◎	2	2
	◆ 乳児保育 I	2	○	◎	◎	1	2
	◆ 乳児保育 II	2	○	◎	◎	2	3
◆ 養護内容	2	○	◎	◎	2	3	
◆ 障害児保育	2	○	◎	◎	2	3	
◆ 家庭管理	2	○	◎	◎	2	3	
★ 保育実習 I (事前・事後指導を含む)	} 5	—	◎	◎	1 & 2	2 & 3	
★ 保育実習の研究		—	◎	◎	1 & 2	1 & 2 & 3	
保育実習 II (保育所) (注1)		実2	—	○	○	2	3
保育実習 III (施設) (注1)	実2	—	○	○	2	3	
・※① どちらか一科目選択必修(但し、書写を含む) ・※② どちらか一科目選択必修 ・(注1)履修する場合はどちらか片方とする ・◆ ★ △印の科目は次の表の通りとする			42 単 位	55 単 位	65 単 位	必修単位 (◎科目)	
			4 単 位	—	4 単 位	選択必修単位 (※①②科目)	
			9 単 位以上	5科目以上 11 単 位以上	6 単 位以上	選択単位 (○科目)	
			55 単 位以上	66 単 位以上	75 単 位以上	専門教育科目 合計単位数	
			8 単 位以上 (必修含む)	8 単 位以上 (必修含む)	8 単 位以上 (必修含む)	共通科目 取得単位	
			63 単 位以上	74 単 位以上	83 単 位以上	卒業必要単位	

IV. 経営科専門教育科目（99年度生）

区分	授業科目名	単位	必修	選択必修		選択	履修年次	卒業に必要な単位数	
				A	B				
基礎科目	経営学原理Ⅰ	半2	○				1	9単位	
	流通論	半2	○				1		
	簿記原理	通4	○				1		
	上級簿記								
	基礎ゼミナール	半1	○				1		
基 本 科 目	◇経営学原理Ⅱ	半2		○			①・2	14単位以上 (注2)	
	◇会計学	半2		○			①・2		
	◇国際取引論	通4		○			①・2		
	◇金融論	通4		○			1・2		
	◇国際関係論	半2		○			①・2		
	◇経済地理	半2		○			①・2		
	◇秘書学Ⅰ	半2		○			①・2		
	◇コンピュータ実習Ⅰ	通2		○			1・2		
	◇企業関係法	通4		○			2		
	経営分野	①経営管理論	通4			○		2	同じ分野で8単位以上 (注2)
		①経営史	通4			○		2	
		①財務管理論	半2			○		2	
	①中小企業論	半2			○		①・2		
	会計分野	②財務会計論	通4			○		2	
②経営分析論		通4			○		2		
②工業簿記		半2			○		①・2		
②簿記各論		通4			○		2		
流通・金融分野	③マーケティング論	通4			○		2		
	③ビジネス英語	通4			○		①・2		
	③保険論	半2			○		2		
	③証券市場論	半2			○		2		

(注1)「上級簿記」の受講者は次のいずれかに該当する場合とする。

①日商3級以上の取得者

①全商2級以上の取得者

①それと同等以上の者と担当教員が認めた者

(注2)「選択必修科目A・B」及び「選択科目」の履修については、各学年別に指導する。

IV. 経営科専門教育科目 (99年度生)

98
99
年度
生

区分	授業科目名	単位	必修	選択必修		選択	履修年次	卒業に必要な単位数	
				A	B				
発 展 科 目	経営分野	経営戦略論	半2			○	2	合わせて 27単位以上 (必修1単位を含む)	
		経営組織論	半2			○	2		
		資金管理論	半2			○	2		
		労務管理論	半2			○	2		
		事務管理論	半2			○	2		
		企業形態論	半2			○	2		
		中小企業経営論	半2			○	2		
		中小企業高度化論	半2			○	2		
	会計分野	税務会計	半2			○	2		
		原価計算論	通4			○	2		
		管理会計論	通4			○	2		
		コンピュータ会計	通4			○	2		
	流通・金融分野	広告論	半2			○	2		
		流通経済論	半2			○	1・2		
		消費者行動論	半2			○	2		
		銀行業務論	半2			○	2		
		証券業務論	半2			○	2		
		保険経営論	半2			○	2		
	専門関連分野	経済原論	通4			○	2		
		財政学	半2			○	2		
		ビジネス・コミュニケーション論	半2			○	2		
		コンピュータ実習Ⅱ	通2			○	2		
		秘書学Ⅱ	半2			○	2		
		経済統計学	通4			○	2		
		経営数学	半2			○	2		
		オペレーションズ・リサーチ	半2			○	2		
		民法	半2			○	1・2		
ゼミナールA } どちら ゼミナールB } か必修		半1	○				2	1単位	
専門教育科目取得単位							50単位以上		
共通科目取得単位							12単位以上		
卒業必要単位							62単位以上		

§ 14 授業科目の履修登録

1. 授業科目の登録

本学を修了するためには、次の3つの要件が満たされなければならない。

- (1) 本学に2年以上在学していること。(ただし幼教二部は3年以上・専攻科生は1年)
- (2) 本学学則第23条に規定されている「卒業に要する単位」が修得されていること。
- (3) 本学の各科で定められた「必修科目」「選択必修科目」及び「選択科目」が修得されていること。

学生は上記の要件が満たされるよう自分で履修計画をたて、授業科目を登録しなければならない。

〔1〕履修登録とは

- (1) 履修登録は自ら年間の受講計画をたてて、受講し試験を受け単位を取得することの意志を示すことである。

学生は講義概要やガイダンス等によって本学のカリキュラム内容を知り、これに基づいて履修届に自分の受講科目を記載して教務課に提出し、年間の履修科目を登録しなければならない。

- (2) 履修届の提出期限は、その都度ガイダンスの際に明示されるが、前期講義開始の日より1週間が普通である。従って、この間に実際の授業に出席し、選択科目については授業を自ら体験したのち登録するかどうかを決めることができる。

〔2〕履修登録の際の留意事項

- (1) 履修登録は自己の責任において行われるもので、下記の点に注意し不明な点があれば教務課に照会し十分確かめてから登録すること。

①履修届を教務課に提出したのちは、原則として変更・追加は認められない。従って、慎重に考えたのちに記入し、間違いが無いかどうか十分確かめたうえで提出すること。

②履修届の提出期間・時間は教務課で指示するが、これを過ぎると受付ないため注意する必要がある。

③後期(半期)の選択必修科目及び選択科目の2科目以内までは、教務課で指定した期間内(別に指示する)に限り、手続きを行えば変更(交換)、追加履修を認めることがある。但し、期間外は認めない。

学科・学年によって制約があるため教務課の指示を受けること。

④登録していない科目の受講はできず、試験も受けることができない。従って、単位も取得できない。

⑤不明瞭に記入された講義科目は、その登録も無効となる。

⑥選択必修科目及び選択科目で修得する単位は、取得する資格や卒業時の単位数を考慮して多めに登録し、万全を期すことが望ましい。これについてはガイダンス時に指示する。

⑦授業時間割表に、若干の変更・訂正がなされることがあるので、履修登録の前に掲示板に表示された訂正時間割表で、担当教員・曜日・時限を確かめてから登録すること。

⑧履修届は提出直前にコピーを取り自分の控えとする。

提出された履修届と自分がもっている履修届の控えとが異なる場合は、教務課に提出されたものが正本として扱われる。

〔 3 〕 特別な履修登録

(1)再履修

- ①前年度に必修科目が取得できず、今年度履修することを『再履修』という。
- ②再履修は、履修ガイダンスに指示した担当教員・指定時限の科目を履修登録すること。
- ③最初の講義日に「再履修カード」を担当教員に提出しないと、再履修の登録は完了しない。

(2) 幼児教育科第二部生（以下、幼二部）が一部の科目を履修する場合

A. 共通科目の履修

- ①98年度生より幼二部で開講していない共通科目に限り履修することができる。
- ②幼二部で必要単位数が満たされていることが条件となる。
- ③一部で履修した単位は卒業要件に加え、幼二部で取得した単位で卒業単位を取得するよう履修する。
- ④履修できる共通科目は卒業年数の3年間で4科目以内とする。
- ⑤履修年次は授業科目表の通りとする。
- ⑥補講、試験、レポート等は全て一部の規定に準ずる。
- ⑦希望学生は履修届提出前までに一部の事務局教務課に申し出て、手続きを行うこと。
- ⑧一部での履修を取りやめる場合、一部の教務課に申し出て手続きを行うこと。

B. 一部への転部希望学生

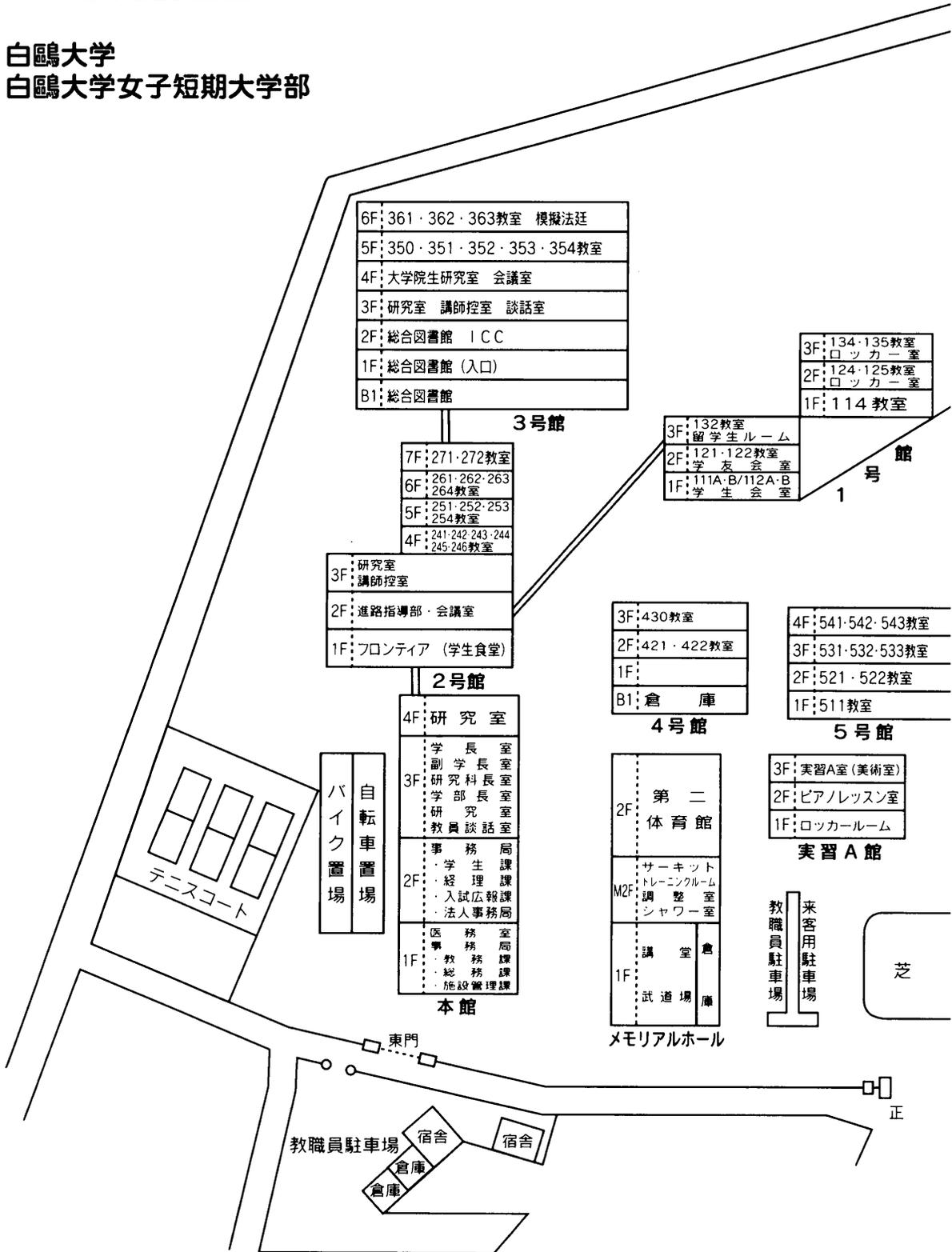
- ①幼二部1年次の中で一部の幼児教育科への転部「§ 3 5〔3〕参照」を希望する学生は、指定された科目の範囲内で一部の専門教育科目を履修することができる。
- ②4月の授業開始の転部生のガイダンスを必ず受け、手続きを行わなければならない。
- ③転部のための一部履修を取りやめる場合、一部の教務課に申し出て手続きを行うこと。

〔 4 〕 履修登録確認表について

- (1)履修届締切後、7日前後に『履修登録確認表』を配布するため、配布日程及び注意事項等についての掲示に注意すること。
- (2)「学生便覧・時間割・履修登録確認表」等で必要履修科目及び必要単位数等を確認すること。
- (3)履修登録の訂正期間は別に指示する。期間外は認められないので注意すること。
- (4)履修登録科目の訂正については、必修・選択必修・選択科目の区分や学科・学年によっても異なるので教務課の指示を受けること。
指示された以外の変更・追加は認められないため、履修時には十分注意し履修すること。

§ 15 学内配置図

白鷗大学
白鷗大学女子短期大学部



§16 白鷗大学校歌

作詞 売野 雅勇
作曲 芹澤 廣明

1. 天^{あまがけ}翔る白き翼よ 黎明に道を開けよ
双翼^{そうよく}に時代^{ときよ}を抱き まだ知らぬ海を目指して
白鷗 あゝ白鷗 若き情熱の学府 白鷗大学
2. 行け遙か青き生命よ 白鷗の導く空を
志し高く掲げて 常^{とこ}しえのフロンティアへ
白鷗 あゝ白鷗 永遠^{とこ}に新しき学府 白鷗大学
3. 行く手には道はなくとも 輝ける^{かが}轍の跡が
いつの日かこの道^{みち}を来る 友たちの明日を照さん
白鷗 あゝ白鷗 若き情熱の学府 白鷗大学

白鷗大学女子短期大学部歌

作詞 茂又 一郎
作曲 武山 信治

1. 思水のほとり 草青く 四方の山なみ 仰ぎみて
われらの白鷗 ここに建つ 真実の道を 求めつつ
社会につくす 人たらん
2. 城址の柱に 佇すめば かがよう容姿 白鷗に
広がる大地 すめる空 このすがしさを 身に享けて
平和をきづく 人たらん
3. 新たな世紀 いま開く 愛と理性を きずなとし
世界の友と 手をつなぐ 悔なき青春を 讃えつつ
強くやさしき 人たらん

青空の かがやき渡る
うまし園に
道を学びて
ともに幸あり
あゝ!! われら白鷗

学籍 番号		氏名	
----------	--	----	--

学 生 便 覧

平成12年度（2000年）

平成12年4月1日発行

編集・発行 **白鷗大学女子短期大学部事務局**

〒323-8588 栃木県小山市大行寺1117

電話 0285 (22) 8900(代表)

FAX 0285 (22) 0800